◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【三段対照表】

な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するこ 措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的 び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための 者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及 及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理 れるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類 するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用さ とを目的とする。 重要であることに鑑み、 に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制 オゾン層を破壊し又は地球温暖

#### (定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、 第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。 物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律 和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定 定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭 ロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特 クロロフル

製品(我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として 相当量のフロン類が充塡されているものに限る。)その他 が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品を この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類 「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定 第一条 フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律(平成十

2

#### (用語及び種類

第一条 この省令において使用する用語は、 2 という。)において使用する用語の例による。 用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「法」 第一種特定製品の種類は、 次のとおりとする。 フロン類の使

- エアコンディショナー
- 冷蔵機器及び冷凍機器
- 3 ロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン 及びハイドロフルオロカーボンとする。 条において準用する場合を含む。)、第四十九条、第五 ただし、次項、 基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。 十一条、第五十二条、第七十二条、第七十五条、様式第 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格八一七等に 様式第三、 様式第四及び様式第八においては、クロ 第八条、第九条、第四十一条(第四十四
- ロン類の種類の別又はこれらの組合せによるものとする。 の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。 )の種類は、当該設備によって回収することが可能なフ 特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回

指定製品

として政令で定めるものをいう。 ロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なもの が使用されているものであって、その使用等に際してのフ 我が国において大量に使用され、 かつ、相当量のフロン類

供する機器以外の機器をいう。)であって、 機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる 冷媒としてフ Ŧī.

ものを除く。 品以外のものであって、 ものその他経済産業省令で定める ット及び室外ユニットが一体的に かつ、壁を貫通して設置される エアコンディショナー 室内ユニ (特定

れるものに限り、 ( ( 断熱材の成形のために用いら硬質ポリウレタンフォーム用原 次号及び第四号

ームを用いたものに限る。) いられるものを除く。) の製品の成形又は製造のために用 断熱材 (硬質ポリウレタンフォ

売機を含み、 蔵又は冷凍の機能を有する自動販 オームを用いたものに限る。) 冷蔵機器及び冷凍機器であって 第一種特定製品以外のもの 硬質ポリウレタンフ 冷冷

で用いられるものを除く。) 専ら噴射剤のみを充塡した噴霧 (専ら不燃性を必要とする状況

3

をいう。

一 冷蔵機器及び冷凍機器

(冷蔵又は冷凍の機能を有する

エアコンディショナー

自動販売機を含む。)

この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動

ロン類が充塡されているもの

(第二種特定製品を除く。

び第二種特定製品をいう。 項に規定する特定エアコンディショナーをいう。 車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号 この法律において「特定製品」とは、 以下「使用済自動車再資源化法」という。)第二条第八 第一種特定製品及

6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」と

と等により、フロン類の使用を抑制することをいう。ロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させるこもの(以下「フロン類代替物質」という。)の製造等、フたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をも

者をいう。
「製造業者等」とは、製造等を業として行う行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行うはフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる・ この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又

除く。) 関品を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを関品を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用

フロン類使用製品を使用すること。

に整備させること。
フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者

無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という。)。品の一部として利用することを目的として有償若しくは品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製一 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製

ロン類の排出の抑制を図ることをいう。他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊そので「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当9 この法律において特定製品に使用されるフロン類につい

第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種10 この法律において「第一種フロン類充塡回収業」とは、

12 11 一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第 を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者を ことをいい、 をいう。以下同じ。)を業として行うことをいい、 材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすること の他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原 の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒そ る不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類 について第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。 塡回収業者」とは、第一種フロン類充塡回収業を行うこと することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充 特定製品に冷媒としてフロン類を充塡すること及び第一種 冷媒として充塡されているフロン類の破壊を業として行う ことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。 種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行う この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に 蒸留その他の方法により当該フロン類と混和してい 「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業 「第一

第三条 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類 製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項に化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖 ついて、 指針を定めるものとする。

- 3 理化指針と調和が保たれたものでなければならない。 に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合 主務大臣は、第 前項の指針は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護 遅滞なく、これを公表するものとする。 一項の指針を定め、又はこれを変更した
- (製造業者等の責務)

ときは、

第四条 フロン類の製造業者等は、 前条第一項の指針に従い

力しなければならない。用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化

はならない。

「指定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フェル類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなけれる。

「はいて「使用フロン類の環境影響度」という。

「ない地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次の破壊及び地域では、前条響の異なが、前条第一項の指針に従い、フェルを対している。

出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。ロン類の管理の適正化その他特定製品からのフロン類の排とともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努める3 特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フ

(指定製品及び特定製品の管理者の責務)

めなければならない。使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努第五条 指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、

ために講ずる施策に協力しなければならない。共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用される特定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、特定

(第一種フロン類充塡回収業者等の責務)

を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)、第七十一条第二項において同じ。)、第一種特定製品の整備フロン類回収業者をいう。第二十九条第一項第二号及び第業者(使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定する六条 第一種フロン類充塡回収業者、第二種フロン類回収

3 2 第八条 地方公共団体は、 第七条 第九条 用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適
八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使 品及び特定製品の管理者の理解と協力を得るための措置そされるフロン類の管理の適正化が推進されるよう、指定製 当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のため 第三条第一項の指針に従い、その事業を行う場合において があると認めるときは、 項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議 変動に応じて必要な改定をするものとする。 その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の 項を定め、これを公表するものとする。 の他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置 又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、 るときも、同様とする。 しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとす ればならない。 正化が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなけ の他必要な措置を講ずるように努めなければならない。 に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事 に必要な措置を講じなければならない。 (フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項) 項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況 (地方公共団体の責務) 環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要 種フロン類再生業者、 (国の責務) 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、 フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等そ 第二章 国は、 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するた 第一節 フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用 フロン類の使用の合理化に係る措置 フロン類の製造業者等が講ずべき措置 フロン類破壊業者その他特定製品 第一項に規定する判断の基準とな 第三条第

できる。

#### (指導及び助言)

#### (勧告及び命令)

第十一条 主務大臣は、フロン類の製造業者等(その製造等の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすいた。当該フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の性に該当するものに限る。以下この条において同じ。)のとさは、当該フロン類代替物質の製造業者等に対し、その判断の基とさは、当該フロン類代替物質の製造業者等に対し、その判断の基とさは、当該フロン類代替物質の製造業者等に対し、その判断の基とさは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の基とさば、当該フロン類の製造業者等に対してあると認めるとの使用の合理となるべき事項に照らして著して、その判断の基準となるべき事項に照らして表別であると認め、対し、というには、フロン類の製造等を表別できる。

することができる。
造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製

措置をとるべきことを命ずることができる。

古務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る特置をとらなかった場合において、フロン類の制造に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の関連でする機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴に規定する機関をいう。)で政令で定めるときは、審議会等の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の制造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった製造業者等が、前項の規定によりその勧告に係るを表表している。

3

こを、よちしてを第三員の腎養な管令に際し意見を聴く審議会等)(フロン類の製造業者等に対する命

第二節 指定製品の製造業者等が講ずべき措置 第二節 指定製品の製造業者等が講ずべき措置 第二節 指定製品の製造業者等が講びるべき事項) (指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 
「項の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度が最もいるできる。 
「定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

済産業大臣の意見を聴かなければならない。 項を定め、又は改廃しようとするときは、環境大臣及び経3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事

に関し主務大臣に意見を述べることができる。 ために特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更4 環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制の

「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造告について準用する。この場合において、これらの規定中第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧第

2

る法第十一条第三項の審議会等で政策三条 法第十三条第二項及び第十五条第二項及び第十五条第二項及び第十五

製品(第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理者の判断の基準となるべき事項)(第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項)化に係る措置 第一節 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置 第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正	した に に に に に に に に に に に に に	(表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示)
	(指定製品の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等で政条第二項において読み替えて準用する法第十一条第三項の審議会等で政る法第十一条第三項の審議会等とする。	とする。とする。
第十三号=後掲) となるべき事項:平成二十六年経済産業省・環境省告示となるべき事項:平成二十六年経済産業省・環境省告示※主務大臣が定める第一種特定製品の管理者の判断の基準		

れを公表するものとする。特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、こじ。)の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同

でて必要な改定をするものとする。

本語の情報に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況であるものとし、これらの事情の変動に応いまりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響よりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が関いたがである。

本語の情報に関し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況である。

#### (指導及び助言)

きる。 きる。 をする判断の基準となるべき事項を勘案して、第一種特定 にする判断の基準となるべき事項を勘案して、第一種特定 ときは、第一種特定製品の管理者に対し、前条第一項に規 ときは、第一種特定製品の管理者に対し、前条第一項に規 のが表述となるべき事項を勘案して、第一種特定 をもる。

#### (勧告及び命令)

第十八条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者(管理第十八条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして条第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省第十八条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者(管理

(第一種特定製品の管理者に対する勧告に係る要件)

以上使用等をするものであることとする。の各号のいずれかに該当する管理第一種特定製品を一台二条 法第十八条第一項の主務省令で定める要件は、次

計が七・五キロワット以上)であること。一種特定製品にあっては、当該電動機の定格出力の合ット以上(二以上の電動機により圧縮機を駆動する第圧縮機を駆動する電動機の定格出力が七・五キロワ

駆動するものにあっては、当該内燃機関の定格出力のの内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機をニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するため力の合計が七・五キロワット以上、輸送用冷凍冷蔵ユリット以上(二以上の内燃機関により圧縮機を駆動すワット以上(二以上の内燃機関の定格出力が七・五キロ圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が七・五キロ

- を公表することができる。 定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた第一種できる。

(フロン類算定漏えい量等の報告等)

て「事業所管大臣」という。) に報告しなければならない。 (第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の (第一種特定製品の使用等に際して非出されるフロン類の (第一種特定製品の使用等に際して非出されるフロン類の (第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の 第十九条 第一種特定製品の管理者 (フロン類算定漏えい量

(用語)
○フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成のフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成のフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成

第一条 この命令において使用する用語は、フロン類の第一条 この命令において使用する用語の例による。法」という。)において使用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定める用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定める用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定める用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定める一種第一種特定製品(その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定にあっては、定型的な約款による契約に基づき、対象の管理の方法という。)の加盟者が管理第一種特定「連鎖化事業」という。)の加盟者が管理第一種特定

用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(を含む。)について、フロン類の種類(フロン類の使のに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品製品の使用等に関する事項であって第五条で定めるも

・五キロワット以上)であること。 うち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が七

げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量(第四 び第四条第二項において同じ。)ごとに、第一号に掲 平成二十六年経済産業省・環境省令第七号)第一条第 条第二項第五号及び第六号において「実漏えい量」と 三項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及 を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量(ト いう。)に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量 ンで表した量をいう。)を合計する方法とする。 た量をいう。次号において同じ。) 充塡した量を除く。)の合計量(キログラムで表し の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として て充塡したフロン類の量(当該管理第一種特定製品 た場合において当該管理第一種特定製品に冷媒とし )において当該管理第一種特定製品の整備が行われ までをいう。次号及び第四条第二項において同じ。 前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日

社 行われた場合において回収したフロン類の量の合計 一 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が

定める係数をいう。) にある係数をいう。) おいられた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣があられた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣がとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係いるフロン類の地球温暖化係数 (フロン類の種類ごご 当該管理第一種特定製品に冷媒として充塡されて三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充塡されて

(特定漏えい者)

ある者とする。

「特定漏えい者」という。)は、前条に定める方法に第三条 法第十九条第一項の主務省令で定める者(以下

(フロン類算定漏えい量等の報告の方法等)

ばならなゝ。で定める事項を記載した報告書を提出して行わなけれて定める事項を記載した報告書を提出して行わなけれよる報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令第四条「特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定に

特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による

2
定型的な約款による契約に基づき、
特定の商標、
商号そ

報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げ 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあってはその代表者の氏名

二 特定漏えい者において行われる事業

前年度におけるフロン類算定漏えい量

道府県ごとに合計した量 に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都 量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの

Ŧī. 県別に区分した量 及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量

六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の 事項 う。)があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる あるもの(以下この号において「特定事業所」とい 事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上で

特定事業所の名称及び所在地

特定事業所において行われる事業

漏えい量 前年度における特定事業所に係るフロン類算定

前号に掲げる量について、 フロン類の種類ごと

前年度における特定事業所に係るフロン類の種

3 報告は、法第二十三条第一項の規定による提供の有無 を明らかにして行うものとする。 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による 類ごとの実漏えい量

5 4 事業を所管する大臣に対して行わなければならない。 第一項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第十九条 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一による

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

ものとする。

第五条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、

臣に通知するものとする。は、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大は、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大の事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったとき

(報告事項の記録等)

記録するものとする。
で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルににより通知された事項について、環境省令・経済産業省令により通知された事項について、環境省令・経済産業省令

れぞれ通知するものとする。

れぞれ通知するものとする。

の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、その節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事の節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事の節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事の節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事のがにおいて「ファイル記録事項」という。)のうち、事のがにおる主張をときは、環境省令・経済産業省令で定めるところによる記録を現場が、環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録を

状況の報告に関する事項とする。び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特

款に同項の定めがあるものとみなす。 該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約下ルに前項に規定する事項に関する定めがあって、当事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュの加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業

報告事項のファイルへの記録の方法)

、環境大臣及び経済産業大臣が定める。変換の方法その他のファイルへの記録の方法についてはは、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への記条、法第二十条第一項の規定によるファイルへの記録

(報告事項の通知の方法)

第四条 条において「報告命令」という。)第三条に規定する特 る命令(平成二十六年内閣府・総務省・法務省・外務省 項の規定により当該年度(年度は、四月一日から翌年三 に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により 府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事 定漏えい者をいう。次条から第七条までにおいて同じ。 産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 ・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済 特定漏えい者(フロン類算定漏えい量等の報告等に関す された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う 月三十一日までをいう。以下同じ。) にファイルに記 行うものとする。 )に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道 法第二十条第二項の規定による通知は、 同条第 次

(フロン類算定漏えい量の集計の方法!

3 計するものとする。 で定めるところにより、 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令 遅滞なく、 ファイル記録事項を集

4 するとともに、公表するものとする。 より集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、 前項の規定に

5 通知があったときは、 るとともに、その結果を公表することができる。 事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による 当該通知に係る事項について集計す

#### (開示請求権)

第二十一条 何人も、前条第四項の規定による公表があった するものの開示の請求を行うことができる。 ときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該 公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有

という。)は、 前項の請求 (以下この項及び次条において「開示請求」 次の事項を明らかにして行わなければなら

一 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並

#### (開示義務)

第二十二条 示請求をした者に対し、 示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。 主務大臣は、 開示請求があったときは、当該開 ファイル記録事項のうち、当該開

> 第五条 規定により通知されたフロン類算定漏えい量及び当該フ とによって行うものとする。 目について、フロン類の種類ごとに区分して集計するこ 各号に掲げる項目ごとに集計するとともに、更に当該項 るフロン類算定漏えい量の集計は、法第十九条第三項の に掲げる特定事業所に係るものについて、それぞれ次の ロン類算定漏えい量のうち報告命令第四条第二項第六号 法第二十条第三項の規定による特定漏えい者に係

一 企業その他の事業者 (国及び地方公共団体を含む。) 業種

都道府県

(情報の提供等)

第二十三条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定める第二十三条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定める

境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環

のとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録を4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録を 知するとともに公表するものとする。

(フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報そ◎フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

とができるものとする。
に、様式第二による書類を添付することにより行うこに、様式第二による書類を添付することにより行うこによる情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書第六条 特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定の他の情報の提供)

他の情報のファイルへの記録の方法)(フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その

に行うものとする。
第二十条第一項の規定によるファイルへの記録と一体的第二十条第一項の規定によるファイルへの記録と一体的い者の当該ファイルへの記録についての同意を得て、法録は、同条第一項の規定により情報を提供した特定漏え第六条 法第二十三条第三項の規定によるファイルへの記

環境大臣及び経済産業大臣が定める。換の方法その他のファイルへの記録の方法については、、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変、 法第二十三条第三項の規定によるファイルへの記録は

他の情報の通知及び公表の方法)(フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その

第七条 法第二十三条第四項の規定による通知と一体的に行うも、法第二十条第二項の規定による通知と一体的に行うもで、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付によりで、それぞれ磁気ディスクに複写したものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものを都道府県知事が、法第二十条第二項の規定による通知は、同条第第七条 法第二十三条第四項の規定による通知は、同条第

#### 技術的助言等)

術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第二十四条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適

#### (手数料)

示の実施に係る手数料を納付しなければならない。 定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開第二十五条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で

### (手数料の額等)

一 光ディスク(日本産業規格X○紙一枚につき十円 一 用紙に出力したものの交付 用

 六○六及びX六二八一に適合する 直径百二十ミリメートルの光ディ ものの交付 一枚につき六十円に ものの交付 一枚につき六十円に ものの交付 一枚につき六十円に 四十円(法第二十一条第二項の開 四計で(次号において「開示請求 」という。)に係る年度のファイ 」という。)に係る年度のファイ という。)に係る年度のファイ という。)に係る年度のファイ という。)に係る年度のファイ という。)に係る年度のファイ

じ。)と開示を受ける者の使用に置を含む。以下この号において同使用に係る電子計算機(入出力装一 電子情報処理組織(主務大臣の

を加えた額

より行わせることができる。しておくことができる物を含む。次項において同じ。)にしておくことができる物を含む。次項において同じ。)にィスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録報告については、主務省令で定めるところにより、磁気デ第二十六条 事業所管大臣は、第十九条第一項の規定による

あった場合に限る。) 進等に関する法律 う。)を使用して開示を受ける者 っては、四十メガバイトまでごと ガバイトまでごとに百二十円(開 規定により同項に規定する電子情 律第百五十一号) 進等に関する法律(平成十四年法情報通信技術を活用した行政の推 れたファイルに複写させる方法 の使用に係る電子計算機に備えら で接続した電子情報処理組織をい に百七十円 事項の全てを複写させる場合にあ 示請求に係る年度のファイル記録 報処理組織を使用して開示請求が 係る電子計算機とを電気通 第六条第一項の 〇 ・ 二 メ 信 回

2

○フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定に第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定にかいわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべきかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべきかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべきがおります。

は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に は の に の は の は の は の に の は の に の は の に の は の に に の に に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に

(磁気ディスクによる開示の方法)

(法第二十三条第五項において準用する場合を含む。 第八条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二条

より、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。の規定による開示については、主務省令で定めるところに二条(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による請求又は第二十2 主務大臣は、第二十一条第一項(第二十三条第五項にお

の交付をしなければならない。
、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したもの。)の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち項(法第二十三条第五項において準用する場合を含む)の規定による開示を行うときは、法第二十一条第一

# 、電子情報処理組織による申請等の指定

(第15年 | 15年 | 15

#### (事前届出)

め届け出なければならない。織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじずる特定漏えい者は、様式第四による電子情報処理組第十条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうと

- 識別符号を付与するものとする。 出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による届
- け出なければならない。

  3 第一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届ま一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届ま一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届ま一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届
- 処理組織の使用を停止することができる。継続することが適当でないと認めるときは、電子情報届出をした特定漏えい者が電子情報処理組織の使用を「環境大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による」

(第一種フロン類充塡回収業者の登録の申請) 「第八条 法第二十七条第二項(法第三十条第二項において でよる申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行 による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行 による申請者が法人である場合においては、登記事項証明 ではならない。 「申請者が法人である場合においては、登記事項証明 書	第二節 第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第二十七条 第一種フロン類充塡回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとするとするとする者は、これをでは、その業務を行おうとするとする者は、次に掲げる事項を記道府県知事に提出しなければならない。
(報告等において名称を明らかにする措置) (報告等において名称を明らかにする措置) (報告等において名称を明らかにする措置)	
第十一条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おう 意味定漏えい者は、当該報告等を 高等に記載すべきこととされている事項 とする特定漏えい者は、当該報告等を書面等(情報通とする特定漏えい者は、当該報告等を書面等(情報通 とする特定漏えい者は、当該報告等を書面等(情報通 とする特定漏えい者は、当該報告等を書面等(情報通 で	

#### ン類の種類

回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の四、事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充塡及び

五 その他主務省令で定める事項

#### (登録の実施)

ン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロで掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロの申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒第二十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録

遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、

#### (登録の拒否)

る事項が第一種特定製品へのフロン類の充塡を適正に実施条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げけようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受

- 有すること。)を証する書類申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を二申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(
- する書類 三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明
- に該当しないことを説明する書類法人及びその法人の役員)が法第二十九条第一項各号四 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その
- 、次のとおりとする。 法第二十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は
- 事業所ごとのフロン類回収設備の数
- の回収を行う場合にはその旨の充塡量が五十キログラム以上の第一種特定製品から二回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類

3

とができる。 とができる。

第一種フロン類充塡回収業者の登録の基準)

| 次のとおりとする。 | 第九条 法第二十九条第一項の主務省令で定める基準は、

ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用| フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所

ときは、その登録を拒否しなければならない。 偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているは申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又ン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとしてし、及び第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロし、及び第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロ

を受けて復権を得ない者い者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定一、心身の故障によりその業務を適正に行うことができな

一 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規一 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定 一 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定 一 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法第二 を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二 を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二 を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二 を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二 年を経過しない者

の処分のあった日から二年を経過しない者 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、そ

た日から二年を経過しないものロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあっいて、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フト五条第一項の規定により登録を取り消された場合におー類の種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第三「第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第三」

六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに、その停止の期間が経過しない者 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ

できること。

あること。 の回収しようとするフロン類の種類に対応するものでの回収しようとするフロン類の種類に対応するもので二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、そ

を回収できるものであること。第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類の種類に対応するフロ量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填

及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断る者は、精神の機能の障害により第一種フロン類充塡回第九条の二 法第二十九条第一項第一号の主務省令で定め(法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者)

しなければならない。は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したとき該当する者があるもの

#### (登録の更新)

高いは、ままには、あいけ、また、丁をの見だは、丁夏を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失第三十条 第二十七条第一項の登録は、五年ごとにその更新

の更新について準用する。
2 第二十七条第二項、第二十八条及び前条の規定は、前項

までの間は、なおその効力を有する。 (以下この条において「登録の有効期間の満了後もその処分がされる前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるいときは、従了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従の下この条において「登録の有効期間」という。)の満 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間

日から起算するものとする。登録の有効期間の満了の日の翌年前項の場合において、登録の更新がされたときは、その

#### (変更の届出)

届け出なければならない。
主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事にのを除く。)があったときは、その日から三十日以内に、二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なも第三十一条 第一種フロン類充塡回収業者は、第二十七条第

14、15日、一条第一頁の巨勢省分で至める圣政な時界一種フロン類充塡回収業者の登録事項の軽微な変更)

項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。 更であって、法第二十七条第二項第三号及び第八条第二収設備の能力又は第八条第二項第一号に掲げる事項の変更は、法第二十七条第二項第四号に規定するフロン類回第十条 法第三十一条第一項の主務省令で定める軽微な変

書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えてしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる第十一条 法第三十一条第一項の規定により変更の届出を(第一種フロン類充塡回収業者の登録事項の変更の届出)

たとき 登記事項証明書 法第二十七条第二項第一号に掲げる事項に変更があっ一 第一種フロン類充塡回収業者が法人であり、かつ、

都道府県知事に届け出なければならない。

一 法第二十七条第二項第三号から第五号までに掲げる|

第三十三条 第一種フロン類充塡回収業者が次の各号のいず 2 第三十二条 の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。 種フロン類充塡回収業に係る第一種フロン類充塡回収業者 知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一 届出があった場合に準用する。 定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県 れかに該当することとなった場合においては、当該各号に 登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (第 -(廃業等の届出) 解散した場合 その清算人 収業者であった個人又は第一種フロン類充塡回収業者で 役員であった者 第二十八条及び第二十九条の規定は、 ン類充塡回収業を廃止した場合 第一種フロン類充塡回 法人が合併により消滅した場合 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 死亡した場合 った法人を代表する役員 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により 一条 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者種フロン類充塡回収業者登録簿の閲覧) その相続人 その法人を代表する 前項の規定による

2

種フロン類充塡回収業者が前項各号のいずれかに該

しを提出させることができる。

(廃業等の届出等に際しての回収量等の報告)

録は、その効力を失う。当するに至ったときは、第一種フロン類充塡回収業者の登

#### (登録の抹消)

種フロン類充塡回収業者の登録を抹消しなければならない。条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次第三十四条「都道府県知事は、第三十条第一項若しくは前条

### (登録の取消し等)

は一部の停止を命ずることができる。消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り第三十五条 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者

- を受けたとき。 不正の手段により第一種フロン類充塡回収業者の登録
- 適合しなくなったとき。の用に供する設備が第二十九条第一項に規定する基準に種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収二、その者の第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一二、その者の第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一
- のいずれかに該当することとなったとき。 第二十九条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号
- に基づく処分に違反したとき。この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律
- た場合に準用する。 第二十九条第二項の規定は、前項の規定による処分をし

2

### (主務省令への委任)

いては、主務省令で定める。第一種フロン類充塡回収業者の登録に関し必要な事項につ第三十六条 第二十七条から前条までに定めるもののほか、

第一種特定製品整備者の充塡の委託義務等)

充塡する必要があるときは、当該フロン類の充塡を第一種備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整

するものとする。 するものとする。 第三項の規定の例により、登録が取り消された日の属すー種フロン類充塡回収業者であった者は、法第四十七条用の規定により登録が取り消されたときは、当該第第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該第第一種フロン類充塡回収業者について、法第三十五条

2

フロン類の充塡を行うときは、この限りでない。ある場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充塡回収業者でフロン類充塡回収業者に委託しなければならない。ただし

3 第一種フロン類の充填に関する基準に従って行わなけれむ。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで定めるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令表託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省で定めるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省で定めるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省でで定めるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省で定めるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省を含はならない。

より行うものとする。第十三条 法第三十七条第二項の規定による通知は、次に一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)(第一種特定製品整備者による充塡の委託に際しての第

通知すること。

託を申し込む際に通知すること。 第一種フロン類充塡回収業者にフロン類の充塡の委

(フロン類の充塡に関する基準)

、次のとおりとする。 第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は

第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う 第一種特定製品に冷なとしてフロン類の充実を解認ので開発が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を削に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品について、当該第一種特定

理」という。)の実施の有無

正するために必要な措置(以下この条において「修っては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防という。)の有無並びに漏えいを確認した場合にあという。)の有無並びに漏えいを確認した場合にあい類の漏えい(以下この条において単に「漏えい」

「第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロ

漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又

塡前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項 について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の 前号の充塡前の確認を行った場合において、当該充 はその徴候(以下この条において「故障等」という )の有無並びに故障等を確認した場合にあっては 当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

管理者に通知すること 実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇 所を特定するための点検及び修理の実施の必要性 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の

にあっては、修理の実施の必要性 えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏

塡を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又 は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じ 認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充 い又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確 第一号の充塡前の確認を行った場合において、漏え 認された場合における修理の実施の必要性 当該故障等により漏えいが現に生じていることが確 原因を特定するための点検及び点検の結果において 実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検

ている場合においては、この限りでない。 所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現- 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇 に生じていないこと。

(1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこ項 係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に

(2)り漏えいが現に生じていないこと。 該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施によ 当該故障等による漏えいを確認したときは、当

人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生

兀

フロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又4 第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定する

に、一回に限り充塡を行うことができる。 に、一回に限り充塡を行うことが確実なときは、前号の規定い箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えかつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えいの、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えに、一回に限り充塡を行うことが必要であり、に、一回に限り充塡を行うことが必要であり、に、一回に限り充塡を行うことができる。

理者の承諾を得ること。 とする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管 るものを当該第一種特定製品に冷媒として充塡しよう とを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。 種特定製品に使用して安全上支障がないものであるこ いて同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロ る係数をいう。 られた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定め る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認め ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係 うとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類 ン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第 種類に適合していることを確認すること又は充塡しよ 三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の 現に第一種特定製品に充塡されている冷媒とは異な 充塡しようとするフロン類の種類が法第八十七条第 以下この号及び第九十四条第二号にお

されないよう必要な措置を講ずること。

・フロン類の充塡に際して、フロン類が大気中に放出

気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ず気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講がより、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大必要以上に充塡を行うことその他の不適切な充塡に

又はフロン類の充塡に立ち会うこと。十分な知見を有する者が、フロン類の充塡を自ら行いフロン類の性状及びフロン類の充塡方法について、

第十五条 法第三十七条第四項の主務省令で定める事項

は

、充塡証明書の記載事項

次のとおりとする。

- 29 -

製品の管理者に当該充塡証明書を交付しなければならない。 ロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定 る事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フ は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行ったとき 項において「充塡証明書」という。)に主務省令で定め フロン類の充塡を証する書面(以下この項及び次条第

## (電子情報処理組織の使用)

第三十八条 第一種フロン類充塡回収業者 間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ご 諾を得て、当該フロン類を充塡した後主務省令で定める期 で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承 種特定製品にフロン類を充塡する場合において、主務省令 機と電気通信回線で接続されている者に限る。)は、第一 項から第三項までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算 その名称が通知された情報処理センターに限る。以下この 入出力装置が情報処理センター 充塡した量その他の主務省令で定める事項を情報処 (前条第二項の規定により (その使用に係る

> 含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所 者が第一種フロン類充塡回収業者である場合であって かつ、当該管理者が自らフロン類を充塡した場合を 整備を発注した第一種特定製品の管理者 (当該管理

二 フロン類を充塡した第一種特定製品の所在

三 フロン類を充塡した第一種特定製品を特定するため の情報

兀 氏名又は名称、住所及び登録番号 フロン類を充塡した第一種フロ . 類充塡回収業者の

六 五 充塡証明書の交付年月日

フロン類を充塡した年月日

充塡したフロン類の種類ごとの量

はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別 当該第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又

(充塡証明書の交付)

第十六条 交付は、次により行うものとする。 法第三十七条第四項の規定による充塡証明書

認の上、交付すること。 が充塡証明書に記載された事項と相違がないことを確 名称及び住所並びに充塡したフロン類の種類ごとの量 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は

二 フロン類を充塡した日から三十日以内に交付するこ

ターへの登録は、 (フロン類の充塡に係る情報処理センターへの登録手続 法第三十八条第一項の規定による情報処理セン 次により行うものとする。

が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上名称及び住所並びに充塡したフロン類の種類ごとの量 登録すること。 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は

整備を発注した第一 登録すること。 種特定製品の管理者の承諾を得

(フロン類の充塡に係る情報処理センターへの登録期限)

らず、充塡証明書を交付することを要しない。 理センターに登録したときは、同条第四項の規定にかかわ

2 知するものとする。 録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注 ときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登 した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われた

3 期間保存しなければならない。 録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める 報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 情報処理センターは、 第一項の規定による登録に係る情

4 要な事項は、主務省令で定める。 前三項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

第三十九条 備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されて いるフロン類を回収する必要があるときは、 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整 当該フロン類

> 第十八条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間 二十日とする。

は

第十九条 (フロン類の充塡に係る情報処理センターへの登録事項) 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は

次のとおりとする。 名称及び住所 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は

フロン類を充塡した第一種特定製品の所在

フロン類を充塡した第一種特定製品を特定するため

の情報

兀 氏名又は名称、住所及び登録番号 フロン類を充塡した第一種フロン類充塡回収業者

情報処理センターへの登録年月日

七六五 フロン類を充塡した年月日

充塡したフロン類の種類ごとの量

はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別 当該第一種特定製品の設置に際して充塡した場合マ

保存期間 (フロン類の充塡に係る情報処理センターによる情報

第二十条 法第三十八条第三項の主務省令で定める期間 、五年とする。

い。

君が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでな者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでな塡回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備ない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充の回収を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければなの回収を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければな

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類で、当該情報処理センターの名称を当該第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているから、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の業者に通知しなければならない。

3 第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準 だし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、 の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項た 五条において同じ。)は、第一項本文に規定するフロン類 十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十 九条第一項及び第五項、 及び第六項から第八項まで、 から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一 より自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含 に従って行わなければならない。 第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十、び第六項から第八項まで、第五十九条第一項及び第二項 第一種フロン類充塡回収業者(第一項ただし書の規定に 第六項、次条第一項、 第七十条第一項及び第二項、第七 第四十六条、第四十七条第一項 項、 第二項

引き渡さなければならない。 引き渡さなければならない。 可書物に関いるでは、これを当該第一種フロン類充塡回収業者に があるときは、これを当該第一種特定製品に冷媒として充塡されたもの以外のもの はされているフロン類を回収させた場合において、第三十 種フロン類充塡回収業者に第一種特定製品に冷媒として充 で、第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一

「フロン類の回収の委託」と読み替えるものとする。十三条第二号中「フロン類の充塡の委託」とあるのは、定による通知について準用する。この場合において、第第二十一条 第十三条の規定は、法第三十九条第二項の規一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)(第一種特定製品整備者による回収の委託に際しての第

なければならない。 、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らから前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは5 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品整備者

# (電子情報処理組織の使用)

第四十条 明書を交付することを要しない 登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、 情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収し 該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子 ろにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当 れている場合に限る。)において、主務省令で定めるとこ 同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続さ 項において準用する第三十八条第二項及び第三項において 通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次 が情報処理センター(前条第二項の規定によりその名称が 発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置 の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されてい た量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに るフロン類を回収する場合(当該第一種特定製品の整備を 第一種フロン類充塡回収業者は、 第一種特定製 回収証

### (回収証明書の記載事項)

収証明書」と読み替えるものとする。

「回で、第六号及び第七号中「充塡証明書」とあるのは「回で、第六号及び第七号中「充塡した」とあるのは「回収する。この場合において、第十五条第一号から第四号まする。この場合において、第十五条第一号から第七号までの規定は、法第二十二条 第十五条第一号から第七号までの規定は、法

### (回収証明書の交付)

は「回収した」と読み替えるものとする。「回収証明書」と、同条第二号中「充塡した」とあるのにおいて、第十六条第一号中「充塡証明書」とあるのは定による回収証明書の交付について準用する。この場合第二十三条 第十六条の規定は、法第三十九条第六項の規

のは、「回収した」と読み替えるものとする。の場合において、第十七条第一号中「充塡した」とあるによる情報処理センターへの登録について準用する。こ第二十四条 第十七条の規定は、法第四十条第一項の規定(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録手続)

省令で定める期間について準用する。第二十五条 第十八条の規定は、法第四十条第一項の主務(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録期限)

した」と読み替えるものとする。
、第六号及び第七号中「充塡した」とあるのは、「回収る。この場合において、第十九条第二号から第四号まで
第四十条第一項の主務省令で定める事項について準用す 第二十六条 第十九条第一号から第七号までの規定は、法

2 四項中「前三項」とあるのは、 項」と読み替えるものとする。 による登録について準用する。 第三十八条第二項から第四項までの規定は、 この場合において、同条第 「第四十条第一項及び前」 前項の規定

種特定製品廃棄等実施者の引渡義務

第四十一条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種 者に委託して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、当該 き渡さなければならない。 塡されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の ロン類充塡回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充 という。)は、主務省令で定めるところにより、 特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」 一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を引 第一種フ

(特定解体工事元請業者の確認及び説明等)

建築物その他の工作物(当該建築物その他の

工

第四十二条

保存期間

第二十七条 について準用する。 て準用する法第三十八条第三項の主務省令で定める期間 (フロン類の回収に係る情報処理センターによる情報の 第二十条の規定は、法第四十条第二項にお

フロン類が充塡されていないことの確認等) (第一種フロン類充塡回収業者による第一種特定製品に

第二十七条の二 法第四十一条の規定による確認は、 より行うものとする。 次に

い吸引してもフロン類が回収されないこと。 第一種フロン類充塡回収業者が第四十条の基準に従

二 第一種フロン類充塡回収業者が廃棄等実施者に次 各号に掲げる事項を記載した書面 」という。)を交付すること。 (以下「確認証明 書

住所 第 種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び

口 種特定製品の種類及び量 フロン類が充塡されていないことを確認した第

フロン類が充塡されていないことを確認する前 一種特定製品の所在

登録番号 種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、 フロン類が充塡されていないことを確認した第 住所及び

確認証明書の交付年月日

フロン類が充塡されていないことを確認した日

2 三年間保存しなければならない。 より交付した確認証明書の写しを当該交付をした日から 第一種フロン類充塡回収業者は、 前項第二号の規定に

3 書を当該交付を受けた日から三年間保存しなければなら による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項第二号の規定

◎特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付す る書面の記載事項等に関する省令(平成十八年十二月

省令で定める期間保存しなければならない。 らない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は 体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令 品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解 接当該解体工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭 第一号において「特定解体工事発注者」という。)から直 る第一種特定製品の管理者(以下この条及び第百条第一項 者から請け負ったものを除く。以下この項及び第九十二条 作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らか で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければな いう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という 和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業を )は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製 当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務 のを除く。 一項において「解体工事」という。)を発注しようとす )の全部又は一部を解体する建設工事(他の

の確認に協力しなければならない。 工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無について、前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体

省令で定める期間保存しなければならない。を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務3、特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付

第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

二 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定製一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所るところにより、当該第一種フロン類充塡回収業者に次に掲げる事項を記載した書面(第三項及び第百五条において「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。

は名称及び住所 引渡しを受ける第一種フロン類充塡回収業者の氏名又

品の種類及び数

(月岳) 十八日経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

( 月語 )

使用する用語の例による。 三年法律第六十四号。以下「法」という。) において使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十第一条 この省令において使用する用語は、フロン類の

する書面に記載する事項)(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付

、次のとおりとする。二条条のとおりとする。

書面の交付年月日

二 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所

四解体工事の名称及び場所

・ 受置り有無り無忍吉県 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の

(書面又はその写しの保存期間)設置の有無の確認結果

める期間は、三年とする。 第三条 法第四十二条第一項及び第三項の主務省令で定

塡回収業者への回収依頼書の交付) (第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充

の交付は、次により行うものとする。 常二十八条 法第四十三条第一項の規定による回収依頼書

者ごとに交付すること。上である場合にあっては、第一種フロン類充塡回収業上である場合にあっては、第一種フロン類充塡回収業者が二以一の渡しを受ける第一種フロン類充塡回収業者が二以

項と相違がないことを確認の上、交付すること。 の氏名又は名称及び住所が回収依頼書に記載された事製品の種類及び数並びに第一種フロン類充塡回収業者一 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定

際に交付すること。
三 フロン類を第一種フロン類充塡回収業者に引き渡す

3	匹	Ξ :	b	冬审し	K to t	を類回	2 冷	四
第		品	ー な	・ 条におい 事項を記 ところに	係る契約を委託する	軍の収	媒第	
<u>→</u>	その	引の真海無	別第い	いおをろ	契 託 独	影け渡者	と一し種	その
性	(J) (H)	渡種	度一	。 い記に て載よ		7 没 石	して充	(/) (計
行 完	<u>十</u> :	し類の及り	し 種こ特		を締と場	るにつの	女会	让 <del>):</del>
制	~ ~	委び任	系定	「 委 た 、	結きる	当引	て充塡	<u>工</u> 終
En .	省	託 数 2	る製	「委託書り、当	ルをに	当たった。	塡製品	省
廃	令	を	る製品	確而該	た除は	さっし	れ廃	令
棄	で		ュ 廃	認(引	とくし	て当該を他の	乗等実:	で
等	定	け	/ 棄	書以渡	き。つ	て当他の	い等	定
実 2	め	た者が	魚 等	一下し	は、	、該の	る実	め
地	も	有 7	) 美	とこの	、に当遅お訪	いて、当亥て当該フロを他の者に	フ施口者	も
種特定製品廃棄等実施者は、	他主務省令で定める事項	() ;	コノ領が充塡廃棄等実施者	書」という。以下この条、	建ねる	メロに	ているフロン棄等実施者は	の他主務省令で定める事項
14	快	名	典 19 さ の	い条、	伸なく	第ン委用類託	類は、	只
第		の氏名又は名称及び住所の氏名又は名称及び住所	/ 類が充塡され棄等実施者の氏	」という。)を交付し下この条、次条第一項しの委託を受けた者に	遅滞なく	一重寺官製類に係る第二託する場合	のそ	
<del></del>		は	て名	次条第一次条第一	、当年主該定	重寺官は「任係る」	第の	
項		名し	ハ又	交第た	主務省合意見の	どる場	一第種一	
<i>O</i>		称	るは	付一者	務引集	製第合	種一	
規		及	第 名 一 称	し項にな及次	省渡品		フ種口特	
<b>た</b>		() - ( <del>)</del> 1	一 称 重 及	な及びけびに		元 元 種 乗 重 養 該	ロ特ン定	
<b>(</b> ⊂ }-		1年 1	単及寺び	れ第掲	定系権	単 定 フ	ン類充	
3		721 1	寺び官住	れ第掲げ	定委が		左 品	
規定による回			製所	な五る	るにみ	多品ン	類充塡	

る事項は、次のとおりとする。第二十九条 法第四十三条第一項第四号の主務省令で定め(第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項)

- 回収依頼書の交付年月日
- 番号 一番 引渡しを受ける第一種フロン類充塡回収業者の登録

渡受託者への委託確認書の交付) (第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引

交付は、次により行うものとする。 第三十条 法第四十三条第二項の規定による委託確認書の

名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏二 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定 ては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。 引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっ

- 第三十一条 法第四十三条第二項第四号の主務省令で定め(第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項)
- る事項は、次のとおりとする。
- 製品の所在

  一 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定

  一 委託確認書の交付年月日
- 子別引い(第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の写し等の

第三十二条 法第四十三条第三項の主務省令で定める期間保存期間)

相違がないことを確認の上、

交付すること。

定める期間保存しなければならない。 確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で する場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託 収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付を

4 当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付を れているものに限る。)の交付を受けなければならない。 諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載さ 特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承 する者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種 品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようと するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製 する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託 渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬 しを他の者に再委託しようとする場合 渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡 渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引 業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン として充塡されているフロン類の第一種フロン類充塡 存しなければならない。 た日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保 した書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をし この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は 類につき順次行われる第一種フロン類充塡回収業者への引 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒 (当該フロン類の引 回

5 渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなけれ 及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引 ばならない。 託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称 ) 引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく 主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委 種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類

は、三年とする。

第三十三条 (再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項) 法第四十三条第四項の主務省令で定める事項

次のとおりとする。

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住

二 引渡しを委託したフロン類が充塡されている第 特定製品の種類及び数 種

三 引渡しを委託したフロン類が充塡されている第 特定製品の所在 種

種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとす

承諾の年月日

う。)の氏名又は名称及び住所 第一号において「第一種フロン類引渡再受託者」とい 再委託を受けた者(第三十五条第一号及び第三十六条 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡し

第三十四条 は、三年とする。 (再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間) 法第四十三条第四項の主務省令で定める期間

再受託者への委託確認書の回付 (第一種フロン類引渡受託者による第一 種 フロ ン類引渡

第三十五条 の回付は、 次により行うものとする。 法第四十三条第五項の規定による委託 確認

の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事 製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者 (と相違がないことを確認の上、 引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定 回付すること。

二 法第四十三条第四項の規定により交付を受けた再委

託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し

回付すること。

6 第一種フロン類の大型ので定める期間保存しない。 第一種フロン類の大型ので定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書で回付しなければならない。 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の写作をする場合においては、当該委託確認書の写面を当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しない。

託する際の委託確認書の記載事項)(第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委

は、次のとおりとする。第三十六条 法第四十三条第五項の主務省令で定める事項

(〒 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住

委託確認書の回付年月日

回収業者への委託確認書の回付) (第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充塡

の回付は、次により行うものとする。第三十七条 法第四十三条第六項の規定による委託確認書

項と相違がないことを確認の上、回付すること。の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事製品の種類及び数並びに第一種フロン類充塡回収業者則渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定

の写しを添付し、回付すること。付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交二 法第四十三条第四項の規定に基づくフロン類の引渡

委託確認書の記載事項)(第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の

は、次のとおりとする。第三十八条 法第四十三条第六項の主務省令で定める事項

委託確認書の回付年月日

又は名称、住所及び登録番号引渡しを受ける第一種フロン類充塡回収業者の氏名

は、三年とする。 第三十九条 法第四十三条第七項の主務省令で定める期間

ければならない。

(第一種フロン類充塡回収業者の引取義務

第四十四条 条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他られたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同 正当な理由がある場合を除き、 者を通じて第四十一条に規定するフロン類の引取りを求め 品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託 ればならない。 第一種フロン類充塡回収業者は、 当該フロン類を引き取らな 第一種特定製

回収に関する基準に従って、 ン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の 第一種フロン類充塡回収業者は、 フロン類を回収しなければな 前項の規定によるフロ

> に関する基準) (第一種フロン類充塡回収業者等によるフロン類の 回

第四十条 次のとおりとする。 法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は

定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収を規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特 限りでない。 塡されているものをいう。) に残留したフロン類が大 の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充 行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中 るよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下にな 時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定 気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧

二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十 はフロン類の回収に立ち会うこと。 分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又

(第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の

第四十一条 記載事項) 次のとおりとする。 法第四十五条第一項の主務省令で定める事項

、四十五条 第一種フロン類充塡回収業者は、

第一種特定製

(引取証明書)

品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、

フロン類の引取りを証する書面

(以下この条、次条及び第

める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該 百五条において「引取証明書」という。)に主務省令で定

引き取ったフロン類が充塡されていた第一種特定製 第一 種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住

日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 充塡回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした け 第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しな ればならない。 この場合において、 当該第一種フロン類

2 引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定め 証明書の写しを交付しなければならない。 するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取 係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付 記載し、主務省令で定めるところにより、 引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を 実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を る期間保存しなければならない。 当該第一種フロン類充塡回収業者は、 種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品廃棄等 当該フロン類に 当該送付をした この場合におい

品の種類及び数

兀 の氏名又は名称、住所及び登録番号 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 フロン類を引き取った第一種フロ 類充塡回収業者

引取証明書の交付年月日

七六五 引き取ったフロン類の種類ごとの量 フロン類の引取りを終了した年月日

第四十二条 の交付は、 (第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付) 次により行うものとする。 法第四十五条第一項の規定による引取証明書

フロン類の引取り後速やかに交付すること。

と相違がないことを確認の上、交付すること。 氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項 品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の 引き取ったフロン類が充塡されていた第一種特定製

存期間) (第一種フ ロン類充塡回収業者の引取証明書の写しの保

第四十三条 は、三年とする。 法第四十五条第一項の主務省令で定める期間

記載事項 種特定製品廃棄等実施者に送付する引取 証明 書

第四十四条 者」とあるのは、 主務省令で定める事項について準用する。この場合にお いて、第四十一条第一号中「第一種特定製品廃棄等実施 一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。 第四十一条の規定は、法第四十五条第二項 「第一種特定製品廃棄等実施者及び第

第四十五条 等実施者」とあるのは、 規定による引取証明書の送付について準用する。この場 及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとす 合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄 種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の送付) 第四十二条の規定は、 「第一種特定製品廃棄等実施者 法第四十五条第二項の

- める期間保存しなければならない。 取証明書を当該交付又は送付を受けた日から主務省令で定取証明書を当該引取証明書により確認し、かつ、当該引取証明書の交付又は送付を受けたときは、当該引渡しが終る 第一種特定製品廃棄等実施者は、前二項の規定による引
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間 別の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けた 虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けた 虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは第一項若しくは第二 原 一 項 若 しくは第二項の規定による引取証明書の交 別 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間
- なければならない。
  しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存ししを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存し証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取
- 項は、主務省令で定める。 
  のほか、引取証明書に関し必要な事

# (第一種特定製品の引取り等)

取等実施者(第一種フロン類充塡回収業者である者に限る 取等実施者(第一種フロン類充塡回収業者である者に限る 受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以 受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以 受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以 受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以 定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより 定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより 定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより で製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより で 第一種特定製品引取等実施者は、第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特第四十五条の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特

(引取証明書の交付等を受けるまでの期間)

る。

する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。する。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付は、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から三十日と第四十六条 法第四十五条第四項の主務省令で定める期間

(第一種特定製品廃棄等実施者の報告)

認書の写しを提出して行うものとする。 頼書の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確やかに法第四十三条第一項の規定により交付した回収依第四十七条 法第四十五条第四項の規定による報告は、速

期間) (第一種フロン類充塡回収業者等の引取証明書等の保存

する。第三項及び第五項の主務省令で定める期間について準用第三項及び第五項の主務省令で定める期間について準用第四十八条 第四十三条の規定は、法第四十五条第二項、

取等実施者への引取証明書の写しの交付)(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引

取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。第四十八条の二 法第四十五条の二第一項の規定による引

- 者ごとに交付すること。上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施一の財政的等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以
- た建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置されき渡す際に交付すること。 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引

- 41

、この限りでない。ロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は。)に当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフ

一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第

交付することができる。た者を経由して、当該第一種特定製品引取等実施者にに委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受け製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人

交付を要しない場合)(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの

次の各号のいずれかに該当する場合とする。 定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、第四十八条の三 法第四十五条の二の第一項ただし書の規

- 類充塡回収業者への引渡しを委託する場合種特定製品に充塡されているフロン類の第一種フロン第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一
- 次の各号に定めるところによる。施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、前項第二号の場合において、第一種特定製品引取等実る者に第一種特定製品を引き渡す場合。

2

- 間保存すること。確認証明書の写しの回付を行うまでのいずれか短い期一を付された確認証明書を三年又は次号の規定により

回付)(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの

の二第二項の規定による引取証明書の写しの回付につい|第四十八条の四 第四十八条の二の規定は、法第四十五条

ければならない。

ければならない。

は部品その他の製品の原名の再委託又は譲渡を受けた者で出該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者で他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところによりは部品その他の製品の一部として利用することを目的としは部品を第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくに係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しく

で定める期間保存しなければならない。証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引

4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充塡回4 何人も、第四十一条の規定により第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類が大第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類が大第一種特定製品にフロン類が充塡されていないこる場合のほか、第四十一条の規定により第一種フロン類充塡回4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充塡回

(第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務)

媒として充塡したもの以外のものがあるとき、又は第三十により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷を回収した場合において第三十七条第一項ただし書の規定一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類の出十六条第一種フロン類充塡回収業者は、第三十九条第四十六条第一種フロン類充塡回収業者は、第三十九条第

のとする。 品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるも 種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製 て準用する。この場合において第四十八条の二中「第一

存期間)

れがない場合)(引取り等に際してフロン類が大気中に放出されるおそ

一 第一種特定製品に充塡されているフロン類の引取りめる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。第四十八条の六 法第四十五条の二第四項の主務省令で定

一 第一種特定製品に充塡されているフロン類の第一種る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合を行う者(第一種フロン類充塡回収業者である者に限

者から第一種特定製品の引取り等を行う場合 開知事の認めるところにより、都道府県知事の認める第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事が第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事が等一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合 出対 大震 一種特定製品に充塡されているフロン類の第一種 第一種特定製品に充塡されているフロン類の第一種

(第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外)

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。第四十九条 法第四十六条第一項の主務省令で定める場合

べてに該当するものとして都道府県知事が認めるもの実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすを第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確第一種フロン類充塡回収業者が引き渡したフロン類

破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならな 定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類 より自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で 類を引き取ったときは、第五十条第一項ただし書の規定に 九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によりフロン

## に引き渡す場合

- 破壊業者への引渡しに当たって第五十条の基準に従 ってフロン類を運搬することが確実であること。 フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類
- であること。 記録をその作成の日から五年間保存することが確実 なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該 フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞
- ロン類の種類ごとの量 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充塡 フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフ
- た年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び 回収業者の氏名又は名称、 フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡し 住所及び登録番号

(3)

(2)

(1)

日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡 引き渡したフロン類の種類ごとの量 したフロン類の種類ごとの量 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月

(4)

- ことが確実であること。 品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第 ときは、 ロの規定による記録の閲覧したい旨の申出があった一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る 品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製 正当な理由がない限り、その申出に応じる
- ついて都道府県知事に報告することが確実であるこ毎年度終了後四十五日以内に、次に掲げる事項に
- の量 前年度において引き取ったフロン類の種類ごと
- 前年度の年度当初に保管していたフロ ン類の種
- (2)(3)渡したフロン類の種類ごとの量 類ごとの量 前年度において第一種フロン類再生業者に引き

ロン類の種類ごとの量

前年度においてフロン類破壊業者に引き渡した

2 第一種フロン類充塡回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(充塡量及び回収量の記録等)
は、前項の規定によるフロン類の運搬の引渡した当及び回収量の記録等)
して充塡した量及び回収した量(回収した後に再び当該第して充塡した量及び回収した量(回収した後に再び当該第

ごとの量 (5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類

返却される場合

に関する基準) (第一種フロン類充塡回収業者等によるフロン類の運搬

、次のとおりとする。 第五十条 法第四十六条第二項の主務省令で定める基準は

わないこと
ロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフリ収容器(以下この号及び次号において「フロン類ー 回収したフロン類の移充填(回収したフロン類を充

かつ、粗暴な取扱いをしないこと。バルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及び

の記録等) (第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量

は、次のとおりとする。第五十一条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事項

したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該充塡に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充塡れ以外の整備に際して充塡した場合の別ごとに、当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の管理当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の管理当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の管理等に乗るを強いで第一種特定製品の整備が行われる場合において第一第一種特定製品の整備が行われる場合において第一

第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、

おいて回収した量、第五十条第一項ただし書の規定によりいて同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合に

種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。第三項にお

者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業

閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなけれ渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品整の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備があるい。

これを拒んではならない。

種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。)種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。)第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。)第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。)第一種特定製品に冷媒として充塡した多い。

「種方口ン類が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品の整備では、当該の表情で表情である。)

三 法第四十一条の規定により第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことの確認を行う場合において類所生業を行う場合においてフロン類を再生をしたとり第一種や定製品の種類を明生をしたとり第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をしたアロン類の種類では多額では、当該再生をしたフロン類を冷媒として充塡した年月日及び当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の及び当該充塡に係る整備を発注した第一種特定といるで理者の氏名又は名称及び住所並びに当該で理者の氏名又は名称及び住所並びに当該ででは、法第四十一条の規定により第一種特定製品にフロン類が充塡した量

て引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名七 フロン類を第四十九条第一号に規定する場合においン類の種類ごとの量 引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロ六 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、

並びにフロン類の種類ごとの量し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所人。第四十九条第二号に規定する場合にあっては、引渡人

称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

3 ばならない。 他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなけれ 者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業 特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第 五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業 特定製品に冷媒として充塡した量及び回収した量、第一種 ろにより、 第一 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種 種フロン類充塡回収業者は、 フロン類の種類ごとに、 毎年度、 主務省令で定めるとこ 前年度におい

をその作成の日から五年間保存しなければならない。渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の第一種フロン類再生業を行う場合における確認、法第五十条第一項ただし書の規定によによりフロン類が充填されていないことの確認を行う場で、関し、フロン類の充填、回収、法第四十一条の規定2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事

等の都道府県知事への報告)(第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量

は、次のとおりとする。第五十二条 法第四十七条第三項の主務省令で定める事項

- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ
- 品の種類ごとの台数類が充塡されていないことの確認をした第一種特定製度において法第四十一に規定する場合においてフロンニ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年
- 五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ

六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつの種類ごとの量の種類ごとの量で製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特

ことのようとはなどで書しるおはければいい。ことの量ごとの量ごとの量ことの量ことの量ことの量ことの量ことの量ことの量ごとの量の種類ごとに、前年度にかつの種類ごとの量

定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特別にたフロン類の種類ごとの量でしたフロン類の種類ごとの量で製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度に定製品の廃棄等が行われた場合又は第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特

年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量の量がある。これでは、一種フロン類の種類でとけた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請の量の量のでは、その

を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。以内に、様式第三による報告書をその業務を行った区域2 第一種フロン類充塡回収業者は、年度終了後四十五日

の通知)
(都道府県知事による充塡量及び回収量等の主務大臣へ

主務大臣に通知しなければならない。
、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは

## (指導及び助言)

第四十八条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一 第四十八条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一 第四十八条 都道府県知事は、第一種特定製品整乗等実施者、特定解体工事元請業者又は第一 位、第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によるフロン類の回収の委託、同条第四項、第四十 一条若しくは第四十六条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第四十二条第一項の規定によるフロン類の引取りとは第四十四条第一項本文の規定によるフロン類の引取の表話、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の引取り支は第四十二条第一項本文の規定によるフロン類の引取り入び、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の引取り表述の表話、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の実施に関し必要託、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の引取り表述。 とさは、当該充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

### (勧告及び命令)

講ずべき旨の勧告をすることができる。
「「では第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守して「可又は第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守して「種フロン類充塡回収業者が第三十七条第二項若しくは四第四十九条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第

を講ずべき旨の勧告をすることができる。は、当該第一種フロン類充塡回収業者に対し、必要な措置は、当該第一種フロン類充塡回収業者に対し、必要な措置、八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場へ 都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者が第三十二

四十五条第一項から第五項までの規定を遵守していないとフロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者が第4 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種

臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、第五十三条 法第四十七条第四項の規定により、都道府県

第五十条 含む。 塡の委託、回収の委託、 ができる。 認めるときは、 規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと 業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければ 告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、 種特定製品整備者、 引取りをすべき旨の勧告をすることができる。 期限を定めて、当該充塡の委託、回収の委託、 特定製品整備者、 期限を定めて、 塡回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を 準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類充 は第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基 旨の勧告をすることができる。 認めるときは、これらの者に対し、 省令で定めるところにより、 ならない。ただし、第 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 七条第三項に規定するフロン類の充塡に関する基準若しく を講ずべき旨の勧告をすることができる。 種特定製品引取等実施者が第四十五条の二の規定を遵守し フロン類充塡回収業者があるときは、これらの者に対し、 ていないと認めるときは、これらの者に対し、 フロン類引渡受託者、 種特定製品引取等実施者が、正当な理由がなくてその勧 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する充 都道府県知事は、第 都道府県知事は、 都道府県知事は、 以下この項において同じ。)が第四十六条第二項に 種フロン類再生業者の許可) 第三節 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、 再生 その基準を遵守すべき旨の勧告をすること 当該第一種フロン類充塡回収業者に対し、 第 第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種 第一種特定製品廃棄等実施者、 第一種フロン類充塡回収業者が第三十 前各項の規定による勧告を受けた第 種特定製品から回収されるフロン類の 第一種フロン類充塡回収業者又は第 一種特定製品廃棄等実施者又は第 一種フロン類充塡回収業者が、主務 引渡し又は引取りをしない第一種 フロン類の再生の用に供する 必要な措置を講ずべき 引渡し又は 必要な措置 第一種 その 第五十四条 種フロン類再生業は、次により行うものとする。 (第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合) 状況について把握している第一種特定製品から自ら フロン類の充塡に関する記録その他の使用及び管理 法第五十条第一項ただし書の規定による第

再生業を行う場合は、この限りでない。。)であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類施設又は設備(以下「第一種フロン類再生施設等」という

で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければころにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めると

に、 で定める場合であって、 はフロン類の回収に付随してフロン類の再生が うこと(フロン類の回収に付随してフロン類の再生が うこと(フロン類の回収に付随してフロン類の再生が うこと(フロン類の回収に付随してフロン類の再生が うこと(フロン類の回収に付随してフロン類の再生が で定める場合であって、法第四十六条第一項の主務令 で定める場合であって、法第四十六条第一項の主務令 で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン で定める場合であって、自ら保有する分析機器を使 収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使 収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使 収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使 収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使 収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使

- する目的でフロン類の再生を行うこと。 一 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充塡の用に供
- に掲げる要件に該当するものとする。 2 法第五十条第一項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次るものに限る。)の適正な使用方法に従って、フロン類三 フロン類の再生の用に供する設備(次項に規定する三 フロン類の再生の用に供する設備(次項に規定する
- 一の筐体に収められていること。 うち、フロン類の再生の用に供する装置については、 一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置の
- 可搬式のものであること。
- 含む。)。

  さいて、フロン類を排出する機能を備えているものをおいて、フロン類を排出する機能を備えているものをであること(安全性の確保のためやむを得ない場合に密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造に排出するために設けられた開口部をいう。)を除きに排出するために設けられた開口部をいう。)を除きに排出するために設けられた開口部を加える大気中

再生を行うことができるものであること。再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第五いて準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン第五十五条 法第五十条第二項(法第五十二条第二項にお

ならない。 表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代

- 事業所の名称及び所在地
- 再生をしようとするフロン類の種
- 再生の能力 第一種フロン類再生施設等の種類 数、 構造及びその

五. その他主務省令で定める事項 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

### (許可の基準)

第五十一条 主務大臣は、 号に適合していると認めるときでなければ、 してはならない。 前条第一項の許可の申請が次の各 同項の許可を

適合するものであること。 る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に 事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる

> 経済産業大臣に二通提出しなければならない。 による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は

- 申請者が法人である場合においては、登記事項証明
- 二 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
- 三 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生がで きることを説明する書類
- 兀 第 一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する
- 五. 及び管理の方法を補足する書類 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計
- らへまでに掲げる事項に該当しないことを説明する書 法人及びその法人の役員)が法第五十一条第二号イか 申請者 (申請者が法人である場合にあっては、その
- 供を受けることができないときは、 とする者が個人である場合には、 する者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により せることができる。 同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようと 住民票の写しを提出 前項の申請をしよう

第五十六条 とおりとする。 種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次の (第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準 法第五十一条第一号の主務省令で定める第

- うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行 できる構造であること。
- 二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適 切に捕集するために必要な構造を備えていること。

造を備えていること。

・以下同じ。)について、法第五十八条第二項の規定。以下同じ。)にの大気を構造その他の大気を対力ロン類の破壊を行う場合を含む。第五十八条第一号ニにおいて同じ。)に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気をする。第五十八条第一種フロン類破壊業者へ引き渡す場合(第一種フロによりフロン類破壊業者へ引き渡す場合(第一種フロによりフロン類破壊業者へ引き渡す場合(第一種フロによりフロン類破壊業者へ引き渡す場合(第一種フロによりフロン類の規定を備えていること。

ること。 してフロン類の品質を調整するための装置を備えていしてフロン類の品質を調整するための装置又は他のフロン類を混和不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和している

器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的同じ。)の濃度について確認するために必要な分析機で水分をいう。第五十八条第三号及び第五号において混和している不純物(不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及、 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類とか 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法

用及び管理の方法を実行できるものであること。七年請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使

能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りで

wist) (第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する

取りに係る計画に照らし適切であることとする。できるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引、第一種フロン類再生施設等において再生をすることの種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は第五十七条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一

第五十八条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一る基準) (第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関す

種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準 次のとおりとする。

る事項について、適切に定められていること。 再生の能力に関する基準を達成できるよう、 類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類 の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン 次に掲げ

運転方法

フロン類の供給方法

再生をしたフロン類の捕集方法

当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をい 項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の されなかったフロン類について、 再生をされなかったフロン類の処理方法 次号において同じ。) 法第五十八条第1 (再生を

類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法 保守点検の方法 再生をしようとするフロン類、 再生をしたフロ

的に確認することとされていること。 種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定常 処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第 フロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をした

することとされていること。 力を有する者に分析を委託することにより適切に確認 と混和している不純物の濃度について、自ら保有する 分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類

されていること。 常を発見した場合には、速やかに対策を講じることと 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異

確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知すること び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の 相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及 て利用する者に譲渡する場合においては、当該譲渡の 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料とし

申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の 心身の故障によりその業務を適正に行うことができ

決定を受けて復権を得ない者

規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以 けることがなくなった日から二年を経過しない者 上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の 第五十五条の規定により許可を取り消され、その処

ら二年を経過しないもの 類再生業者の役員であった者でその処分のあった日か その処分のあった目前三十日以内にその第一種フロン 五条の規定により許可を取り消された場合において、 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十 分のあった日から二年を経過しない者

の停止の期間が経過しない者 第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、そ

ずれかに該当する者があるもの 法人であって、その役員のうちにイからホまでの

(許可の更新)

第五十二条 第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新 を受けなければ、その期間の経過によって、 その効力を失

2 準用する。 第五十条第二項及び前条の規定は、 前項の更新について

3 前の許可は、 了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従 (以下この条において「許可の有効期間」という。)の満 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間 許可の有効期間の満了後もその処分がされる

とされていること。

六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理について の責任者を選任することとされていること。

(法第五十一条第2号イの主務省令で定める者)

第五十八条の二 法第五十一条第二号イの主務省令で定め 者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び る者は、精神の機能の障害により第一種フロン類再生業 意思疎通を適切に行うことができない者とする。

日から起算するものとする。
許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、そのまでの間は、なおその効力を有する。

## (変更の許可等)

る軽微な変更であるときは、この限りでない。は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受まった。第五十三条第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第

- 2 第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。
- の旨を主務大臣に届け出なければならない。 事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、そ一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第3 第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令

### (変更の許可)

は経済産業大臣に二通提出しなければならない。可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又五条第一項第二号から第六号までに掲げる書類(その許を受けようとする者は、様式第五による申請書に第五十第五十九条 法第五十三条第一項の規定により変更の許可

### (軽微な変更)

一 再生をしようとするフロン類の種類を減少させるもる軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。第六十条 法第五十三条第一項ただし書の主務省令で定め

たな施設等の設置を行わないもの 第一種フロン類再生施設等の数の減少であって、新変更であって、引取りの量を減少させるもの 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画の

### (変更の届出)

きは、登記事項証明書を添えるものとする。 おいて、第一種フロン類再生業者が法人であり、かつ、おいて、第一種フロン類再生業者が法人であり、かつ、済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合に済とする者は、様式第六による届出書を環境大臣又は経第六十一条 法第五十三条第三項の規定により届出をしよ

## (廃業等の届出)

け出なければならない。

る者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届に該当することとなった場合においては、当該各号に定め第五十四条 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれか

- 死亡した場合 その相続人
- 員であった者 ―― 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役
- 解散した場合 その清算人 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により 産管財人
- あった法人を代表する役員類再生業者であった個人又は第一種フロン類再生業者で五、フロン類の再生の業務を廃止した場合、第一種フロン
- 再生業者に対する第五十条第一項の許可は、その効力を失いずれかに該当するに至ったときは、当該第一種フロン類第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までの、 
  安を再開した場合 第一種フロン類再生業者である個人を再開した場合 第一種フロン類再生業者である個人

## (許可の取消し等)

う。

停止を命ずることができる。は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又第五十五条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が次の各

- けたとき。

  一不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受
- 規定する基準に適合しなくなったとき。の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に二 その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生
- | することとなったとき。| 三 第五十一条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当

| 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律

(廃業等の届出等に際しての再生量等の報告)

業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとす業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとすわせて、法第六十条第三項の規定の例により、法第五十つ類再生業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあ第六十二条 法第五十四条第一項の規定により第一種フロ第二人

施の状況について主務大臣に報告するものとする。により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実類再生業者であった者は、法第六十条第三項の規定の例定により許可が取り消されたときは、当該第一種フロン策 第一種フロン類再生業者について、法第五十五条の規

2

# に基づく処分に違反したとき。

(第一種フロン類再生業者名簿)

に供しなければならない。
た第一種フロン類再生業者名簿を備え、これを一般の閲覧た第一種フロン類再生業者名簿を備え、これを一般の閲覧までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載し第五十六条 主務大臣は、第五十条第二項第一号から第三号

(主務省令への委任)

、主務省令で定める。 一種フロン類再生業者の許可に関し必要な事項については第五十七条 第五十条から前条までに定めるもののほか、第

第一種フロン類再生業者の再生義務等)

て、フロン類の再生を行わなければならない。は、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従っ引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うとき塡回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を第五十八条 第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充

- し、これを引き渡さなければならない。をされなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対の再生を行った場合において、当該フロン類のうちに再生の 第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類
- 種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。項中「第一種フロン類充塡回収業者」とあるのは、「第一の引渡しについて準用する。この場合において、同条第二の第四十六条第二項の規定は、前項の規定によるフロン類

(再生証明書)

おいて、当該第一種フロン類再生業者は、当該再生証明書行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面(以下この条において「再生証明書」という。)に主務省で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、コロン類の再生を行ったことを証する書面第五十九条 第一種フロン類の再生業者は、フロン類の再生を

(フロン類の再生に関する基準

る方法を遵守してフロン類の再生を行うこととする。十条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げ第六十三条 法第五十八条第一項に定める基準は、法第五

(再生証明書の記載事項)

は、次のとおりとする。 第六十四条 法第五十九条第一項の主務省令で定める事項

又は名称、住所及び登録番号 一 引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名

一 フロン類の引取りを終了した年月日

にフロン類が充塡されていた容器の識別番号 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際

の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存 しなければならない。

2 再生証明書を回付しなければならない。この場合において る場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該 証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げ 当該第一種フロン類充塡回収業者は、当該回付をした再 種フロン類充塡回収業者は、前項の規定による再生

> 兀 再生を行った第一種 住所及び許可番号 フロ ン類再生業者の氏名又は名

再生証明書の送付年月日

フロン類の再生を行った年月日

七六五 年月日及び破壊したフロン類の種類ごとの量を含む。) フロン類の種類ごとの量(自らがフロン類破壊業者と ロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととした の再生を行った場合において、再生をされなかったフ して破壊した場合にあっては、その旨並びに破壊した 再生を行ったフロン類の種類ごとの量及びフロ i ン 類

(再生証明書の送付)

第六十五条 の送付は、 次により行うものとする。 法第五十九条第一項の規定による再生証明書

認の上、送付すること。 壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破 種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確 引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏

二 フロン類の再生を行った日から三十日以内に送付す ること。

第六十六条 間 法第五十九条第一項の主務省令で定める期間

種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期

第一

は、三年間とする。

保存期間 (第一種フロン類充塡回収業者等の再生証明書の写し

第六十七条 項の主務省令で定める期間について準用する。 前条の規定は、法第五十九条第二項及び第三

- 特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製二 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種整備の発注をした第一種特定製品の管理者 整備の発注をした第一種特定製品の管理者 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定によ
- 3 第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書 第一種特定製品整備者は、当該可付をした再に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合にに当該再生証明書を回付しなければならない。この場合に 生証明書の写しを当該回付をした第一種特定製品の管理者 生証明書の写しを当該回付をした第一種特定製品の管理者 東間保存しなければならない。

## (再生量の記録等)

存しなければならない。
「では、これをその業務を行う事業所に保質に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保が類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事にろにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロ第六十条 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めると

## (再生量の記録等)

、次のとおりとする。第六十八条 法第六十条第一項の主務省令で定める事項は

- び当該フロン類の種類ごとの量

  一フロン類を引き取った又は再生を受託した年月日及
- 種類ごとの量
  三 フロン類の再生を行った年月日及び当該フロン類の

兀

第一種フロン類再生業者は、前項各号に掲げる事項に

2

務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主より、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再3 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところに

ら五年間保存しなければならない。 、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日か関し、フロン類の引取り、再生又は引渡しを行うごとに

## (主務大臣への報告)

、次のとおりとする。第六十九条 法第六十条第三項の主務省令で定める事項は

- ン類の種類ごとの量 前年度において引き取った又は再生を受託したフロー
- との量 二 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ご

引き渡したときの当該フロン類の種類ごとの量、再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に四 前年度においてフロン類の再生をした場合において三 前年度において再生をしたフロン類の種類ごとの量

に二通提出しなければならない。 に、様式第七による報告書を環境大臣又は経済産業大臣2 第一種フロン類再生業者は、年度終了後四十五日以内

五.

前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごと

## (指導及び助言)

な指導及び助言をすることができる。
るため必要があると認めるときは、当該引渡しに関し必要第五十八条第二項の規定によるフロン類の引渡しを確保す第六十一条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、

### (勧告及び命令)

に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をしていないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準を遵守第六十二条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が第五十

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。	を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければなら第六十三条。フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務(フロン類破壊業者の許可)第四節。フロン類の破壊	2 主務大臣は、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項及び第五項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項において同じ。)が第五十八条第三項に表記めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をしない第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者できる。と称できる。と称大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引渡しをしない第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種で製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者があるときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
二 フロン類破壊施設の構造を示す図面 いて準用する場合を含む。)の規定によりフロン類破壊 業者の許可の申請をしようとする者は、様式第八による 業者の許可の申請をしようとする者は、様式第八による 業者の許可の申請としなければならない。		

カ 壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能 壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破

六 その他主務省令で定める事項 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

(許可の基準)

してはならない。
- 号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可を第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各

ものであること。

・
との申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる

の方法を補足する書類四 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理三 フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

らへまでに掲げる事項に該当しないことを説明する書法人及びその法人の役員)が法第六十四条第二号イか五 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その

2

(フロン類破壊施設に係る構造に関する基準)

れかを満たすことができることとする。類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン第七十二条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロ(フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準)

一以下であること。 
一以下であること。

フロン類の分解効率 = { 1 -

(フロン類の排出量 フロン類の投入量

 $\left.\right\} \times 100$ 

- 63 -

規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以 けることがなくなった日から二年を経過しない者 決定を受けて復権を得ない者 上の刑に処せられ、その執行を終わり、 ない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の 心身の故障によりその業務を適正に行うことができ 又は執行を受

第六十七条の規定により許可を取り消され、その処

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

第七十三条 兀 三 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年 とおりとする。 五. 二 前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検 ン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、 こと。 (フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準) 関する基準を達成できるよう適切に定められているこ こととされていること。 設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じる 計測装置等により定常的に確認することとされている の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を 有率が百万分の十五以下であること。 ン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に 回以上測定することとされていること。 フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者 第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施 排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含 フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロ

フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、

カン

次の

フロ

を選任することとされていること。

分のあった日から二年を経過しない者

- 規定により許可を取り消された場合において、 しないもの 役員であった者でその処分のあった日から二年を経過 分のあった日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の た定により許可を取り消された場合において、その処フロン類破壊業者で法人であるものが第六十七条の
- の停止の期間が経過しない者 第六十七条の規定により業務の停止を命ぜられ、そ
- ずれかに該当する者があるもの 法人であって、その役員のうちにイからホまでの

### (許可の更新)

第六十五条 第六十三条第一項の許可は、五年ごとにその更 新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を

2 て準用する。 第六十三条第二項及び前条の規定は、 前項の更新につい

3

- までの間は、 前の許可は、 了の日までにその申請に対する処分がされないときは、 -の日までにその申請に対する処分がされないときは、従(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間 なおその効力を有する。 許可の有効期間の満了後もその処分がされる
- 日から起算するものとする。 許可の有効期間は、 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その 従前の許可の有効期間の満了の日の翌

## (変更の許可等)

第六十六条 微な変更であるときは、この限りでない。 ければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽 から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、 主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けな フロン類破壊業者は、 第六十三条第二項第三号

### (変更の許可)

第七十四条 に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は 条第一項第二号から第四号までに掲げる書類 を受けようとする者は、様式第八による申請書に第七十 経済産業大臣に二通提出しなければならない。 法第六十六条第一項の規定により変更の許 (その許可

#### (軽微な変更)

第七十五条 める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。 法第六十六条第一項ただし書の主務省令で定

- 2 第六十四条の規定は、前項の許可について準用する。

## (許可の取消し等)

命ずることができる。以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止をずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月第六十七条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のい

- き。 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたと
- 基準に適合しなくなったとき。 びに使用及び管理の方法が第六十四条第一号に規定する二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並
- に基づく処分に違反したとき。 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律

#### (準用)

は、フロン類破壊業者について準用する。この場合におい第六十八条 第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定

の設置を行わないもの ニーフロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設ー 破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの

### (変更の届出)

、登記事項証明書を添えるものとする。十三条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときはおいて、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第六おいて、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第六治とする者は、様式第九による届出書を環境大臣又は経第七十六条 法第六十六条第三項の規定により届出をしよ

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようと 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定によりとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定によりと 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようと

(廃業等の届出等に際しての破壊量等の報告)

の状況について主務大臣に報告するものとする。より、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施壊業者であった者は、法第七十一条第三項の規定の例に規定により許可が取り消されたときは、当該フロン類破第七十七条 フロン類破壊業者について、法第六十七条の

規定によりフロン類破壊業者の廃業等の届出をする者は2 法第六十八条において準用する法第五十四条第一項の

と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第一項」と、第五十六条中「第五十あるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とて、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあて、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあ

# (フロン類破壊業者の破壊義務等)

フロン類を引き取らなければならない。を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類の引取り第六十九条。フロン類破壊業者は、第一種フロン類充塡回収

- き取らなければならない。ときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められた一フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五
- は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときて同じ。)から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項再資源化機関をいう。第五項及び第七十一条第二項におい機関(使用済自動車再資源化法第百五条に規定する指定化機関(使用済自動車再資源化法第百五条に規定する指定
- ればならない。

  の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなけい類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類のフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロンコン類破壊業者は、第一項若しくは第二項の規定により

5

、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。との請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。と、類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この代機関に対し、適正な料金を請求することができる。このに要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊

状況について主務大臣に報告するものとする。号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施のの規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項各、法第七十一条第三項の規定の例により、法第六十八条

(フロン類の破壊に関する基準)

#### (破壊証明書)

した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 ロン類を明き取った場合において、回び渡ればならない。この場合において、当該項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該破壊証期書」という。)に主務省令で定める事において「破壊証明書」という。)に主務省令で定める事において「破壊証明書」という。)に主務省令で定める事において「破壊証明書」という。)に主務省令で定める事において「破壊証明書」という。)に主務省令で定める事において、フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフ第七十条。フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフ

とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書につ

(破壊証明書の記載事項)

、次のとおりとする。第七十九条 法第七十条第一項の主務省令で定める事項は

- 又は名称、住所及び登録番号 引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名
- フロン類の引取りを終了した年月日
- にフロン類が充塡されていた容器の識別番号 一 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際
- び許可番号四の破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及
- 破壊証明書の送付年月日

五.

- フロン類を破壊した年月日
- 破壊したフロン類の種類ごとの量

## (破壊証明書の送付)

付は、次により行うものとする。 | 第八十条 法第七十条第一項の規定による破壊証明書の送 |

- と。 二 フロン類を破壊した日から三十日以内に送付するこ
- **し上一条 第六十六条の見官よ、去第七十条第二頁の(フロン類破壊業者の破壊証明書の写しの保存期間)**
- 務省令で定める期間について準用する。第八十一条第六十六条の規定は、法第七十条第一項の主
- 保存期間) 保存期間) (第一種フロン類充塡回収業者等の破壊証明書の写しの)
- で定める期間について準用する。いて準用する法第五十九条第二項及び第三項の主務省令第八十二条(第六十七条の規定は、法第七十条第二項にお

(破壊量の記録等)

行う事業所に保存しなければならない。省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務をにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務第七十一条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところ

類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から する使用済自動車をいう。第八十七条第二号において同じ 用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定 種特定製品廃棄等実施者、 う第一種特定製品の管理者、 の申出があったときは、 んではならない。 これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨 )を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン 種フロン類充塡回収業者、 フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注を行 正当な理由がなければ、これを拒 第一種フロン類引渡受託者、第 第一種フロン類再生業者、 第一種特定製品整備者、第一 使

ればならない。 量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなけ フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した 3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、

(破壊量の記録等)

は、次のとおりとする。第八十三条 法第七十一条第一項の主務省令で定める事項

- び当該フロン類の種類ごとの量ー・フロン類を引き取った又は破壊を受託した年月日及
- 資源化機関の氏名又は名称類の破壊を受託した自動車製造業者等若しくは指定再一号の規定により都道府県知事が認めた者又はフロン業者、第一種フロン類再生業者若しくは第四十九条第一 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充塡回収
- ごとの量 フロン類を破壊した年月日及び当該フロン類の種類
- 日から五年間保存しなければならない。とに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成のフロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊を行うご2 フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、

(主務大臣への報告)

は、次のとおりとする。 | 第八十四条 | 法第七十一条第三項の主務省令で定める事項

- ン類の種類ごとの量

  一
  前年度において引き取った又は破壊を受託したフロ
- との量 一 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ご

四 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごと三 前年度において破壊したフロン類の種類ごとの量

		第五節 費用負担	
	を導守しては 関連することがで 表記できる。 一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一	第七十二条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第六十九条第一項若しくは開条第三項の規定によるフロン類の砂壊の受託又は同条第三項の規定によるフロン類の破壊の受託又は同条第三項の規定によるフロン類の破壊の受託又は破壊の受託又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。  (勧告及び命令) (勧告及び命令) (勧告及び命令) (勧告及び命令) (勧告及び命令) (勧告及び命令) 2 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種や之とさは、当該引取り若しくは破壊の実施に関し必要な指導及び助言をする。2 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。3 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは破壊の受託又は破壊をできるに、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊をできるにとができる。   4 主務大臣は、前三項の規定による勧告を受けた第一種や   方なかったときは、当該コロン類で壊棄者に対し、期限を定めて   表第二項において準用する第五十九条第二項若しくは第三項の規定を連守していないと認めるときは、これらの者に対し、期限を定めて   表第二項において準用する第五十九条第二項若しくはできる。   4 主務大臣は、前三項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類破壊業者に対し、期限を定めて   表第二項において進行と、当該コロン類の破壊できる。   5 をきる、   5 をきるの、   5 をきるのもは、   5	
提出しなければならない。  「我・一による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に二通2 フロン類破壊業者は、年度終了後四十五日以内に、様の量		び助言)	

第七十四条 種フロン類充塡回収業者の費用請求等

特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種 生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フ フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者 請求することができる。 ロン類の回収等の費用」という。)に関し、 棄等実施者から第四十一条に規定するフロン類の引取りを 回収の委託を受けようとするとき、又は第 品整備者から第三十九条第一項本文に規定するフロン類の に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再 第一種フロン類充塡回収業者は、 一種特定製品廃 第一 適正な料金を 種特定製

- 2 の他主務省令で定める事項について説明しなければならな 求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金そ 関する料金について説明を求められたときは、当該説明を を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一 種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に 第一 種フロン類充塡回収業者は、 前項の規定により料
- 3 求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロンは、第一項の規定による第一種フロン類充塡回収業者の請 類の回収等の費用を負担するものとする。 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者
- 金額の支払を請求することができる。 第一種特定製品の管理者に対し、当該料金の額に相当する を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払
- 5 請求することができる。 規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一 種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に 当該フロン類の回収等の費用に関し、 種特定製品整備者は、第三十九条第一項ただし書の 適正な料金を
- 6 理者は、 に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費 種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管 前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求

項 9 ロン 類の回収等の費用に関する料金の説明に係る事

第八十五条 第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びは、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は 明細とする。 フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の 法第七十四条第二項の主務省令で定める事 フロン類をフロン類破壊業者又は1条第二項の主務省令で定める事項

電子情報処理組織により処理すること。 ・ 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登のとする。 ・ 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登のとする。 ・ (業務)	第六節 情報処理センター  (指定)  (注)  (指定)  (注)  (注)  (注)  (注)  (注)  (注)  (注)  (	用を負担するものとする。  「第一種フロン類再生業者の費用請求等) 第七十五条 第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類を導出を表が支払わなければならない料金の提示を求められたときまるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類の引渡しに際して第一種フロン類を第一項の規定による。

一 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必 管すること。 びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保 要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並

三 第三十八条第二項(第四十条第二項において準用する 場合を含む。)の規定による通知並びに第三十八条第三 規定による記録及び保存を行うこと。 (第四十条第二項において準用する場合を含む。) の

前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七十八条 情報処理センターは、 規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければ る規程(次項及び第八十五条第一項第三号において「業務 以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始 ならない。これを変更しようとするときも、 の他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関す 前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項そ 前条各号に掲げる業務 同様とする。

### 、業務規程の記載事項

次のとおりとする。 法第七十八条第一項の主務省令で定める事項

- 情報処理業務を行う時間に関する事項
- 情報処理業務を行う事務所の所在地
- に関する事項 情報処理業務の実施に係る組織、運営その他 0 体
- 情報処理業務に用いる設備に関する事項

六 五 四 電子情報処理組織の利用者への情報提供に関する事 電子情報処理組織の利用条件及び手続に関する事項

七 関する事項 電子情報処理組織の利用料金及びその収受の方法に

区分経理の方法その他の経理に関する事項

の保持に関する事項 安全を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密情報処理業務に関して知り得た情報の管理(情報の 情報処理業務に関して知り得た情報の管理

た場合の措置に係る事項 情報処理業務に関して知り得た情報の漏えいが生じ

る事項 情報処理業務に関する苦情及び紛争の処理に関す

十二 法第八十条の規定により業務の休廃止を行った場 された場合における情報処理業務の引継ぎその他の必合及び法第八十五条第一項の規定により指定を取り消

十三 その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

2 その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、 主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務

### (事業計画等)

第七十九条 収支予算書を作成し、 ない。これを変更しようとするときも、同様とする。 定めるところにより、 情報処理センターは、 主務大臣の認可を受けなければなら 情報処理業務に関し事業計画書及び 毎事業年度、主務省令で

(事業計画書等の認可の申請)

第八十七条 なければならない。 書類を添え、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出 度の開始前に(法第七十六条第一項の規定による指定を 段の規定による認可を受けようとするときは、 た後遅滞なく)、その旨を記載した申請書に次に掲げる 受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受け 情報処理センターは、 法第七十九条第一項 毎事業年

- 事業計画書
- 収支予算書
- 前事業年度の予定貸借対照表

当該事業年度の予定貸借対照表

五四 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考とな

る書類

2 る設備の維持及び更新の見通しその他必要な事項を記載 げる業務の実施に関する計画並びに情報処理業務に用い しなければならない。 前項第一号の事業計画書には、法第七十七条各号に掲

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第八十八条 段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げ 書の変更が前条第一項第四号及び第五号に掲げる書類の 提出しなければならない。この場合において、 る事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に ならない。 変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければ 情報処理センターは、法第七十九条第一項 収支予算

- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由

(事業報告書等の提出)

支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収2 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、

第八十九条

算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣及び経済月以内に、法第七十九条第二項の事業報告書及び収支決

情報処理センターは、毎事業年度の終了後三

産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

てはならない。
れば、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止し第八十条 情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなけ

(秘密保持義務)

を漏らしてはならない。
らの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密第八十一条 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれ

(帳簿)

る事項を記載し、これを保存しなければならない。により、帳簿を備え、情報処理業務に関し主務省令で定め第八十二条 情報処理センターは、主務省令で定めるところ

(情報処理センターの帳簿の保存)

ふない。 ら起算して十年を経過する日までの間保存しなければなら起算して十年を経過する日までに備え、備えた日か定める事項について翌月の末日までに備え、備えた日か第九十条 法第八十二条の帳簿は、各月ごとの次条各号に

(情報処理センターの帳簿記載事項)

事項は、次のとおりとする。 第九十一条 法第八十二条の規定により主務省令で定める

されている者に限る。)の数の状況ンターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続管理者(その使用に係る入出力装置が当該情報処理セ第一種フロン類充塡回収業者及び第一種特定製品の

よる登録の状況
法第三十八条第一項及び法第四十条第一項の規定に

る通知の状況 - 法第三十八条第二項及び法四十条第二項の規定によ

四 利用料金の収受の状況

第八十三条 主務大臣は、

(報告及び立入検査

するために必要な限度において、情報処理センターに対し

情報処理業務の適正な運営を確保

情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさ

- 75

第八十七条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売(フロン類の放出の禁止等の表示) れているフロン類を大気中に放出してはならない。 第八十六条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填さ	(フロン類の放出の禁止)第四章 雑則	なにでは当たらよ情第該	こ 旨臣こ男ンドEり亍為があったとき。 いと認められるとき。 一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができなことかてきる	指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すずれかに該当するときは、第七十六条第一項の規定による第八十五条 主務大臣は、情報処理センターが次の各号のい(指定の取消し等)	務に関し監督上必要な命令をすることができる。要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業第八十四条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必(監督命令)	に認められたものと解釈してはならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため	す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示	を検査させることができる。り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件り、するの職員に、情報処理センターの事務所に立ち入し、
							2 「後掲」 第十一のとおりとする。 第十一のとおりとする。 第十一のとおりとする。 第九十二条 法第八十三条第二項の証明書の様式は、様式	

フロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易 する時までに、当該特定製品に冷媒として充塡されている に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければな

- 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならない
- 一 当該特定製品を廃棄する場合 (当該特定製品が第一種 ン類の回収が必要であること。 用済自動車を引取業者に引き渡す場合) 場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使 棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である 特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃 には、当該フロ
- 当該フロン類の種類及び数量

兀 その他主務省令で定める事項

取り等の禁止等の表示)
(フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引

第九十四条 とする。 は、第一種特定製品である場合にあっては、 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項 次のとおり

- ていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止され いること。 冷媒として充塡されているフロン類の回収が行われ
- 当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフ ン類の地球温暖化係数

◎第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際 フロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令 境省令第一号) 平成十六年十二月十七日経済産業省・国土交通省・環

第八十八条 第二種特定製品が搭載されている自動車(使用

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう

るフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなけ

ればならない。

されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロ

)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充塡 第九十三条第一項及び第百条第一項第一号において同じ

ン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定め

第一条 この省令において使用する用語は、フロン類 法」という。) 及びフロン類の使用の合理化及び管理 省・環境省令第十三号)において使用する用語の例に の適正化に関する法律施行規則(平成十三年経済産業 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下

(自動車の整備の際のフロ

ン類の

回収及び運搬に関す

- 77 -

る基準)

第二条 法第八十八条の主務省令で定める基準は、次の

う吸引すること。 量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよ過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充填対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間経イ 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶フロン類の回収に関する基準

フロン類の充塡量	圧力
二キログラム未満	〇・一メガパスカル
ニキログラム以上	〇・〇九メガパスカル

な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行いロ フロン類及びフロン類の回収方法について十分

一 フロン類の運搬に関する基準

又はフロン類の回収に立ち会うこと。

を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置ローフロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃

用済自動車再資源化法の定めるところによる。収及び破壊については、この法律に定めるもののほか、使第八十九条 第二種特定製品に使用されているフロン類の回(使用済自動車再資源化法との関係)

(主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請)

### (報告の徴収)

第九十一条 条第一 取等実施者、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてび第九十三条第一項において同じ。)、第一種特定製品引 製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等 フロン類の運搬を行う者を含む。 託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。 ロン類引渡受託者、第 特定製品廃棄等実施者、 フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定 に必要な限度において、 ン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管 項において同じ。)又はフロン類破壊業者に対し、 第一種特定製品整備者、情報処理センター、 主務大臣又は都道府県知事は、 一種フロン類充塡回収業者(その委 特定解体工事元請業者、第一種フ 政令で定めるところにより、フロ 次条第一項及び第九十三 この法律の施行 次条第一項及 第一種

### (報告の徴収)

に関し報告を求めることができる。

3

主務大臣は、法第九十一条の規定主務大臣は、法第九十一条の規定

、再生証明書(法第五十九条第一項第一種フロン類充塡回収業者に対しにより、第一種特定製品整備者又は主務大臣は、法第九十一条の規定

書をいう。第七項第二号において同第七十条第一項に規定する破壊証明 ができる。
実施の状況に関し報告を求めること じ。)の回付及びその写しの保存の その写しの保存又は破壊証明書(法 第二号において同じ。)の回付及び に規定する再生証明書をいう。

5 求めることができる 対し、次に掲げる事項に関し報告を により、第一種フロン類再生業者に 主務大臣は、法第九十一条の規定

渡しの実施の状況 フロン類の引取り、 再生又は引

の保存に関する事項 再生証明書の送付及びその写

6

ができる。実施の状況に関し報告を求めること実施の状況に関し報告を求めること その委託を受けてフロン類の運搬をにより、第一種フロン類再生業者(主務大臣は、法第九十一条の規定 行う者を含む。 次条第四項において

により、フロン類破壊業者に対し、 ことができる。 次に掲げる事項に関し報告を求める 主務大臣は、 法第九十一条の規定

フロン類の引取り若しくは破壊

種特定製品をいう。次条第六項にお第十六条第一項に規定する管理第一 者に対し、管理第一種特定製品(法規定により、第一種特定製品の管理 一 破壊証明書の送付及びその写し 都道府県知事は、法第九十一条 の保存に関する事項 の受託又は破壊の実施の状況

8

10 9 告を求めることができる。 し、法第七十七条第一号及び第三号規定により、情報処理センターに対 に掲げる業務の実施の状況に関し報 を求めることができる。 に対し、次に掲げる事項に関し報告 規定により、第一種特定製品整備者 いて同じ。 三 法第三十九条第二項の通知に関 報告を求めることができる。 二 法第三十七条第二項の通知に関 する事項 する事項 委託又は引渡しの実施の状況 都道府県知事は、法第九十一条 都道府県知事は、法第九十一条の フロン類の充塡の委託、 )の使用等の状況に関 回収  $\mathcal{O}$ 

11 都道府県知事は、法第九十一条の担定により、第一種特定製品廃棄等規定により、第一種特定製品廃棄等地できる。 し報告を求めることができる。 し報告を求めることができる。

る事項の交付及びその写しの保存に関すの交付及びその写しの保存に関す第十三項第三号において同じ。)項に規定する委託確認書をいう。項 委託確認書 (法第四十三条第二

する事項

書の交付及びその写しの保存に関

付及びその写しの保存に関する事」、法第四十三条第四項の書面の交

以下同じ。)の保存及びその写し項に規定する引取証明書をいう。引取証明書をいう。

12 を求めることができる。 に対し、次に掲げる事項に関し報告 規定により、特定解体工事元請業者 項 付及びその写しの保存に関する事 一 法第四十二条第一項の書面の交 施の状況 び当該確認の結果に係る説明の実 種特定製品の設置の有無の確認及 第六項において同じ。)に係る建 都道府県知事は、法第九十一条の の交付に関する事項 築物その他の工作物における第一 に規定する解体工事をいう。 解体工事(法第四十二条第一項 次条

13 託者に対し、次に掲げる事項に関し規定により、第一種フロン類引渡受 報告を求めることができる。 都道府県知事は、 法第九十一条の

渡しの実施の状況 フロン類の引渡しの受託又は引

三 委託確認書の回付及びその写し 二 法第四十三条第四項の書面の保 の保存に関する事項 存に関する事項

14 兀 る事項 都道府県知事は、 引取証明書の写しの保存に関す

とができる。 種フロン類充塡回収業者に対し、次 に掲げる事項に関し報告を求めるこ

書の交付又は法第三十八条第一項法第三十七条第四項の充塡証明

再生又は引渡しの実施の状況フロン類の充塡、引取り、回

収

規定により、その登録を受けた第一

法第九十一条の

- 82 -

品引取等実施者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破引渡受託者、第一種フロン類充塡回収業者、第一種特定製 壊業者の事務所若しくは事業所、 品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、 第一種特定製品を設置す 第一種フロン類

> 書の交付又は法第四十条第 登録に関する事項 法第三十九条第六項の回収証 登録に関する事

一項

の明

及びその写しの交付並びにその一引取証明書の交付又はその送 の保存に関する事項

15 状況に関し 含む。次条第十一項において同じ。 を受けてフロン類の運搬を行う者を 種フロン類充塡回収業者(その委託 規定により、その登録を受けた第一 )に対し、フロン類の運搬の実施の 都道府県知事は、 報告を求めることができ 法第九十一条

規定により、第一種特定製品引取等 る。 し報告を求めることができる。 実施者に対し、 都道府県知事は、法第九十一条 第一種特定製品の引取り等 次に掲げる事項に関

16

の状況 存に関する事項 引取証明書の 写 Ĺ の回付及び

第十二項において同じ。)の実施引取り等をいう。次条第八項及び

第四十五条の二第一項に規定する

#### 立入検査

第九十二条 主務大臣又は都道府県知事は、

(立入検査)

に必要な限度において、

特定製品の管理者、

職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種

政令で定めるところにより、その

この法律の施行

第一種特定製品整備者、

第一種特定製

第六条 業所に立ち入り、その製造等に係る 設並びに関係帳簿書類を検査させ 製造等に係る施設並びにその関連 該フロン類及びフロン類代替物質の フロン類及びフロン類代替物質、当 ロン類の製造業者等の事務所又は事 一項の規定により、 主務大臣は、 その職員に、フ 法第九十二条 施

ち入り、 ことができる。 ため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる フロン類の充塡、 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、又は試験の 回収若しくは再生の業務を行う場所に立

る場所、

に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又は 第一種特定製品の引取り等を行う場所、 解体工事 2 の規定により、その職員に、指定製主務大臣は、法第九十二条第一項 品の製造業者等の事務所又は事業所 とができる 又は試験のため必要な最小限度の分 量に限り試料を無償で収去させるこ

製品、当該指定製品の製造等に係る

に立ち入り、

その製造等に係る指定

施設及びその関連施設並びに関係帳

簿書類を検査させ、

又は試験のため

3 特定製品整備者又は第一種フロン類の規定により、その職員に、第一種主務大臣は、法第九十二条第一項 無償で収去させることができる。 立ち入り、関係帳簿書類を検査させ 充塡回収業者の事務所又は事業所に 必要な最小限度の分量に限り試料を ることができる。

せ、 一種フロン類再生施設等及びその関るフロン類、法第五十条第一項の第 行う場所に立ち入り、 事業所又はフロン類の再生の業務 フロン類再生業者の事務所若しくはの規定により、その職員に、第一種主務大臣は、法第九十二条第一項 の分量に限り試料を無償で収去させ 連施設並びに関係帳簿書類を検査さ 又は試験のため必要な最小限度 その再生に係 を

ち入り、その破壊に係るフロン類、 関係帳簿書類を検査させ、 類破壊施設及びその関連施設並びに 法第六十三条第 類破壊業者の事務所又は事業所に立 の規定により、その職員に、フロ 二項第四号のフロ 又は試

ることができる。

主務大臣は、

法第九十二条第一項

む。)及び関係帳簿書類を検査させむ。)に立ち入り、当該管理第一種特定製品が設では、当該管理第一種特定製品が設では、当該管理第一種特定製品が設定した。)に立ち入り、当該管理第一種が、当該管理第一種が、 っては、解体工事に係る建築物その特定解体工事発注者である場合にあ品の管理者が法第四十二条第一項のを設置する場所(当該第一種特定製 6 る。 試料を無償で収去させることができのため必要な最小限度の分量に限り ることができる。 くは事業所又は管理第一種特定製品 種特定製品の管理者の 項の規定により、 都道 府県知事は、 その 法第九十二条 の職員に、第一の現土工条第 シ事務所若り

査させることができる。 項の規定により、その職員に、第都道府県知事は、法第九十二条第 都道府県知事は、

三号に規定する廃棄等をいう。 り、その廃棄等(法第二条第八項第 8

一種特定製品及び関係帳簿書類を検業所に立ち入り、その整備に係る第一種特定製品整備者の事務所又は事一項の規定により、その職員に、第一の規定により、その職員に、第

	す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示																																
			簿書類を検査させることができる。	に終う第一重手 三臭 「文が見べきは事業所に立ち入り、 その引取り	特定製	の規定により、その	府県知事は、法第	検査させることができる。	らの関連施設並びに関係帳簿書類を	一種フロン類再生施設等並びにこれ	書の規定により主務省令で定める第	する設備、法第五十条第一項ただし	されているフロン類の回収の用に供	一種特定製品に冷媒とし	一種特定製品へのフロン類の充塡及	生の業務を行う場所に立ち入り、第	はフロン類の充塡、回収若しくは再	回収業者の事務所若しくは事業所又	の登録を受けた第一種フロン類充塡	一項の規定により、その職員に、そ	11   都道府県知事は、法第九十二条第	を検査させることができる。	は事業所に立ち入り、関係帳簿書類	一種フロン類引渡受託者の事務所又	一項の規定により、その職員に、第	10 都道府県知事は、法第九十二条第	査させることができる。	業所に立ち入り、関係帳簿書類を検	定解体工事元請業者の事務所又は事	一項の規定により、その職員に、特	9 都道府県知事は、法第九十二条第	類を検査させることができる。	係る第一種特定製品及び関係帳簿書
(条例等に係る適用除外)	とおりとする。	2 法第九十二条第二項の証明書の様式は、様式第十	第九十二条 〔前掲〕 (立入検査の身分証明書)	ころなどのとうも目が																													

査のために認められたものと解釈してはならない。3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜

## (資料の提出の要求等)

ることができる。
共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めがあると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公のあるというである。

# (フロン類に関する情報の公表)

るものとする。 生及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表す報を整理して、特定製品に係るフロン類の充塡、回収、再報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報上に係る事項その他この法律の規定により収集された情報とは第六十条第三項及び第七十一条第三項の規定による通第九十四条 主務大臣は、第四十七条第四項の規定による通

青杉)(環境大臣による第一種フロン類再生業者等に関する調査(環境大臣による第一種フロン類再生業者等に関する調査

ン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再保全を目的とする法令に違反した場合は、当該第一種フロ類の再生その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の第九十五条 環境大臣は、第一種フロン類再生業者がフロン

### (権限の委任)

段の定めがあるときは、その限度において適用しない。。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別第九十三条(前条(都道府県知事の事務に係る部分に限る

- 景意大豆よ、フュノ頁皮裏養昏バフュノ頁の皮裏との也||主務大臣に求めることができる。||生に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう|

ができる。 していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めること九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とす2 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他

### (国の援助)

する。

な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものと
使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要
第九十六条 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に

## (教育及び学習の振興等)

第九十七条 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に 第九十七条 国は、フロン類の使用の合理化を推進してフロン類の で理の が欠くことのできないものであること 解と協力を得ることが欠くことのできないものであること 解と協力を得ることが欠くことのできないものであること 解と協力を得ることが欠くことのできないものであること が気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理 が関連してフロン類の 使用の合理化及び特定製品に が、フロン類の使用の合理化及び特定製品に

うに、必要な措置を講ずるものとする。れるフロン類の管理の適正化に資する活動が促進されるよ発的に行うフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用さ2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自

### (研究開発の推進等)

### (情報交換の促進等)

する。 一体の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものと施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものと所県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道第九十九条 国は、この法律の規定により都道府県知事が行

#### (協議会)

)を組織することができる。
るための協議会(以下この条において「協議会」という。管理の適正化を推進するために必要な措置について協議す第九十九条の二 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び

- もって構成する。
  成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者を成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者を一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者を構ン類使用製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第2 協議会は、都道府県知事のほか、フロン類若しくはフロ
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な 構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の

### (主務大臣等)

事項は、

協議会が定める。

、当該各号に定める大臣とする。 業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については第百条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産

臣及び国土交通大臣 第三条に規定する事項 環境大臣、経済産業大 動車の整備を行う者に係る第九十三条一項の規定による 動車の整備を行う者に係る第九十三条一項の規定による 体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自 が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解 特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品 第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び

の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条一 第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項

経済産業大臣

「規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する勧告の徴収、第年を施行するために行うものに限る。)に関する事項に規定による公表、同条第三項の規定に告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定に出定する勧告を表示。

明十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事の製造等の事業を所管する大臣 の製造等の事業を所管するために行うものに限る。)に 第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求(第二 三項の規定による命令並びに第九十一条第二項の規定による 告の徴収、第九十二条第一項の規定によるった。 第九十三条第一項の規定による会等十一条第二項に 方の徴収、第九十二条第一項の規定による 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一段の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一条第二項の規定による。 一段正による当該事項の改定、第十 一条第二項の規定による判断の基準となるべき事 の製造等の事業を所管する大臣

境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣に関する事項並びに第二十六条第二項に定める事項 環定による開示及び第二十四条の規定による技術的助言等四 第二十一条第一項の規定による請求、第二十二条の規

第十一条第一項の主務省令 経済産業大臣の発する命令については、当該各号に定めるとおりとする。 臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大

2

事業を所管する大臣の発する命令 一 第十三条第一項の主務省令 一 当該指定製品の製造等の

業所管大臣の発する命令第二十六条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び事第二十六条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに

四 第四十二条第一項及び第三項並びに第八十八条の主務

第五章 罰則 第五章 罰則 第五章 罰則 第五章 罰則 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者 フロン類の充塡又は回収を業として行った者 フロン類の充塡又は回収を業として行った者 二 不正の手段によって第二十七条第一項の登録(第三十条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者 三 第三十五条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者     不正の手段によって第五十条第一項の許可(第五十二条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者     下五十三条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者     不正の手段によって第五十条第一項の許可(第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者     下五十三条第一項の規定に違反して第五十条第二項第三号から第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者     不正の手段によって第五十条第一項の許可の規定に違反して第五十条第二項の計可の規定による業務の停止の命令に違反した者     不正の手段によって第五十条第一項の許可の規定に違反して第五十条第二項第二十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者     不正の手段によって第五十条第一項の計可の規定に違反して第五十条第二項第二十二条第一項の許可の規定に違反して第五十二条第一項の計可の規定に違反した者     不正の手段によって第五十二条第一項の規定に違反して第五十二条第一項の計可の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	省令 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令  (権限の委任等) (権限の委任等) (権限の委任等) (権限の委任等) (前章第一節及び第二節に規定する主務大臣の権限は、政令で定きる。 (前章第一節及び第二節に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。 (経過措置) (経過措置) (経過措置) (経過措置) (経過措置) する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴する場合においては、その命令で、その制定とができる。

フロン類の破壊を業として行った者 第六十三条第一項の規定に違反して許可を受けないで

五条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者 不正の手段によって第六十三条第一項の許可(第六十

第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者 第六十六条第一項の規定に違反して第六十三条第1 第六十七条の規定による業務の停止の命令に違反し

項

充塡されているフロン類を大気中に放出した者 第八十一条の規定に違反した者 第八十六条の規定に違反して特定製品に冷媒として

第百四条 下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以

項の規定による命令に違反した者 四十九条第八項、第六十二条第五項又は第七十三条第四 において準用する場合を含む。)、第十八条第三項、 第十一条第三項(第十三条第二項及び第十五条第 第項

二 第四十一条の規定に違反して、第一種特定製品の廃棄 等を行った者

三 第四十五条の二第四項の規定に違反して、 製品の引取り等を行った者 第一種特定

第百五条 下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以

第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした 第三十一条第一項、 第五十三条第三項又は第六十六条

一 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反して、回 若しくは第二項に規定する事項を記載せず、若しくは虚依頼書若しくは委託確認書を交付せず、又は同条第一項一 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反して、回収 偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付し

三 第四十三条第三項の規定に違反して、 し又は委託確認書の写しを保存しなかった者 第四十五条第三項の規定に違反して、 回収依頼書の写

引取証明書を保

Ŧī. 引取証明書の写しを交付せず、 の写しを保存しなかった者 存しなかった者 第四十五条の二第一項又は第二項の規定に違反して、 第四十五条の二第三項の規定に違反して、

又は回付しなかった者

引取証明書

第百六条 以下の罰金に処する。 行為をした情報処理センターの役員又は職員は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その違反 三十万円

廃止したとき。 第八十条の許可を受けないで、 情報処理業務の全部を

二 第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、 載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告を 虚偽の記

は忌避したとき。 第八十三条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、 又

せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百七条 下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以

二 第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三 の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽 第四十七条第一項、第六十条第一項又は第七十一条第

三 第九十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、 。)の規定による報告をせず、 項又は第九十一条(情報処理センターに係る部分を除く 妨げ、又は忌避した者 又は虚偽の報告をした者

第百八条 法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、 三条(第十二号を除く。)、第百四条、第百五条又は前条 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百百八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 その

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 十万円以下

- 93 -

限る。 に係る部分に限る。) の規定 この法律の施行の日(以 三号及び第四号(第七十一条第一項中自動車製造業者等 業者等に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第 部分に限る。)、第二号(第三十三条において準用する 条第三項に係る部分を除く。)並びに第八十五条第一号 限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に 分を除く。)、第五十七条から第六十四条まで、第六十 回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部 七条第二項、 十条から第四十三条まで、第五十二条(第一種フロン類 条第二項の規定による指定に係る部分を除く。 (第三十三条において準用する第二十二条第一項に係る 日までの間において政令で定める日 「施行日」という。)の翌日から平成十四年十月三十 一十二条第二項に係る部分及び第七十条(自動車製造 、第八十三条(第二十四条第三項及び第五十五 第七十条(自動車製造業者等に係る部分に

○・一から施行〕
〔平成一四年六月政令二三二号により、平成一四・

つヨ 第七十八条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布

#### (経過措置)

分があるまでの間も、同様とする。

分があるまでの間も、同様とする。

一条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フローたときは、その申請について登録又は登録の拒否の処による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでもった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでも過したときは、その申請とした場合に対している。

の者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、そる日(同項後段の場合にあっては、同項後段の登録又は登ことができる場合において、同項に規定する期間を経過す 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業を行う

この省令は、公布の日から施行する。附則〔令和元年経済産業省、環境省令第四号〕

附 則〔令和元年経済産業省、環境省令第五号〕

行期日

### (経過措置)

による。 
による。 
この省令による改正後のフロン類の合理化及び管第二条 
この省令による改正後のフロン類の合理化及び管第二条 
この省令による改正後のフロン類の合理化及び管

# 施行規則別表第一(第四十条関係)

フロン類の圧力区分	圧力
三メガパスカル未満のもの)低圧ガス(常用の温度での圧力が○・	未満のもの) 〇・〇三メガパスカル
ログラム未満のもの) 高圧ガス(常用の温度での圧力が○・	〇・一メガパスカル
満であって、フロン類の充塡量が二キ三メガパスカル以上二メガパスカル未高圧ガス(常用の温度での圧力が○・	量が二キ スカル未 力が○・ ○・○九メガパスカル

事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第

3 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行ってとして充てんされているフロン類の破壊を業として行ってといて書いて、その書がその期間内に第四十四条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該業務の間)は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該業務の間)は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該業務の間)は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日文は施行日の前日のいずれか遅い日までの間を行うことができる。その者がその許可に係る申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同時に対している方式を表している。

を適用する。

「前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てん」が項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てん」が項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てん」が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一可を受けたフロン類の破壊を業として行うことができる場合に第七十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

の期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間でも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がそった日までの間)は、第二十五条第一項の登録を受けないによる登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあによる登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあいる者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定めるこの法律の施行の際現に第二種特定製品引取業を行って

プラズマ法方式施設

フロン類供給装置プラズマ反応装置

あ定るて びま耳	女一許日段場ん	同の申務でい間月	月て好	某 含 多	条 及 及 第 第
液中燃焼法方式施設	セメント・石灰焼成炉混入法方式施設	廃棄物混焼法方式施設	フロン類破壊施設の種類	施行規則別表第二(第七十一条関係)	ガパスカル以上のもの) ログラム以上のもの)
理するための装置 理するための装置 型するための装置 無対スその他の生成した物質を処 水蒸気供給装置 空気供給装置 悪物燃剤供給装置 悪物燃剤供給装置 悪物燃剤供給装置 悪が変にが では 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処 機械装置	理するための装置	理するための装置 理するための装置 理するための装置 悪するための装置 悪が消供給装置 原規が管理に必要な計測装置 が燃剤供給装置 が燃剤供給装置 が変気供給装置 がたい がに がった がに がった	装置		○・一メガパスカル

6 第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含 第四項、 項及び第六項、第五十三条第二項、第六十三条第一項 分を除く。)及び第二項、第三十五条から第三十七条 を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、 において準用する第十七条第一項(登録の取消しに係 おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の 行うことができる場合においては、その者を当該業務 の処分があるまでの間も、同様とする。 を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否| 第三十八条第一項、 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引 第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条 第四十二条第一項、 第四十三条

する。 出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の 合において、その期間を経過したときは、 録の申請又は第三十二条第一項の規定による申出をし 該業務を行うことができる。その者がその期間内に当 があったときは、当該処分又は決定のあった日までの 処分又は同条第一項の規定による通知をしないことの は第三十二条第二項ただし書の規定による登録を拒否 日の前日までの間 いる者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定 による通知をしないことの決定があるまでの間 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行 第二十九条第一項の登録を受けないでも、 (当該期間内に第三十一条第一項若 その申請又 引き続 Ŕ

8 分を除く。)及び第二項、 において準用する第十七条第一項(登録の取消しに係る部 を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、 おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録 行うことができる場合においては、その者を当該業務を行 二十二条第一項及び第二項、 項、 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収 第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一 第四項及び第六項、第五十三条第二項、 第六十三条第一項、 第三十三条において準用する第 第二項及び第四項、 第三十七条から第三十九条ま 第五十七条第 第六十四条 第三十三条

防を行	業を	同様と	が規定	又は申	した場	ョ 該 登	統き当	間)	の決定	当する	右しく	正める	仃って		含む。	余から	頃及び	余第 四	余まで	係る部	十八条	登録	務を行	取業を		の拒否
	その他の方式の施設									過熱蒸気反応法方式施設									触媒法方式施設							
	主務大臣が適切に破壊を行うために必要と認める装置		理するための装置	七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処	六 使用及び管理に必要な計測装置	五 オイルフィルター (必要がある場合に限る。)	四 空気供給装置	三 水蒸気供給装置	二 フロン類供給装置	一反応装置		理するための装置	七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処	六 使用及び管理に必要な計測装置	五 オイルフィルター(必要がある場合に限る。)	四 空気供給装置	三 水蒸気供給装置	二 フロン類供給装置	一 触媒反応装置		理するための装置	七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処	六 使用及び管理に必要な計測装置	五 オイルフィルター(必要がある場合に限る。)	空気	三   水蒸気供給装置

を適用する。

|第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成二六年経・環告示第十三号)

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項

第一 1 第一種特定製品の管理者は、 管理第一種特定製品の設置及び使用する環境の維持保全に関する事項 次の事項に留意して管理第一種特定製品を設置すること。

第三条 施行日から附則第一条第二号に規定する政令で定め一定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規

特定製品」とする。いては、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種の日の前日までの間における第八十二条の規定の適用につ第三条 施行日から附則第一条第二号に規定する政令で定め

| (村言)

るものとする。 おのとする。 おのとする。 おのは果に基づいて速やかに必要な措置を講ず 対を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ず は、第二種特定製品に関し、第六十条の規定に

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされていると 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされている と 政府は、第二種特定製品がらのフロン 対に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン 計に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン 対の回収及び破壊については、使用済自動車の循環 フロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環 する。

て必要な措置を講ずるものとする。

ついては、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合においあ回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に第五条。政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。いて、この法律の施行の状況について検討を加え、その結第六条。政府は、この法律の施行後五年を経過した場合にお

(施行期日) 日法律第五四号抄〕 附 則〔平成一四年五月三一日法律第五四号抄〕

(経過措置) 第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

れぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」|第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそ|

- 、 通力に重要なれていること。 下同じ。)の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等ロン類の漏えい(以下単に「漏えい」という。)を防止するために必要な措置をいう。以(2) 管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、当該管理第一種特定製品の点検及び修理(フ
- |「「「「「「「「」」」」」。 ここの | 第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品を使用し、かつ、使が適切に確保されていること。

2

- の損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること。(2)他の設備等を管理第一種特定製品に近接して設置する場合は、当該管理第一種特定製品(1)1により設置した管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。
- いう。) に溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。 、また、排水受け(管理第一種特定製品から生じる排水を一時的に貯留する構造のものを(3) 管理第一種特定製品に関し、定期的に、凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し
- |第二||管理第一種特定製品の点検に関する事項

第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせて 定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 次に

- 1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検
- 」という。)を行うこと。(1)第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品について簡易な点検(以下「簡易点)
- (2) (1) の簡易点検は、次により行うこと。
- ① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に② 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に③ 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に○ 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に□ 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に□ 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に□ 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に□ の

知するために必要な状態値を1日に1回以上計測すること。 イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検

- に1回以上診断すること。ローイの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを1日
- 二 口の診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係いての状態値又は口の診断の結果を1日に1回以上記録し、1年以上保存すること。

については、なお従前の例による。第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 申請等とみなす。

請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより

新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした

「各」の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない

て政令で定める日 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内におい二 〔前略〕附則〔中略〕第十八条及び第十九条の規定

から施行〕 (平成一五年政令三四五号により、平成一七・一・

三「略

(フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置

で、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十十七条から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まフロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧コン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧

履歴を1年以上保存すること。ことができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知のる管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除する

であることが確認されていること。
武験が行われ、適正な充塡量の30%の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で会標準規格(JRA)若しくは日本産業規格(JIS)で規定され、又は管理第一種会標準規格(JRA)若しくは日本産業規格(JIS)で規定され、又は管理第一種病えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業

な限り速やかに、専門的な点検(以下「専門点検」という。)を行うこと。② ①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能

③ ②の専門点検は、次により行うこと。

いう。以下同じ。)又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をは電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測法をいう。以下同じ。)、間接法(蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又ス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方イ 直接法(発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガイ

査に立ち会うこと。 機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検ローフロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍

99

2 一定規模以上の管理第一種特定製品の定期点検

の点検(以下「定期点検」という。)を行うこと。 げる管理第一種特定製品の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる回数で管理第一種特定製品(1) 別表2の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲

(2) (1) の定期点検は、次により行うこと。

よる検査を行うこと。 有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法に有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法に外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の① 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の

至さまらすいては食室に互う気がこと。② フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検

第三 管理第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置をを自ら行い又は検査に立ち会うこと。

行うこと。 からの通知等によって、 第一種特定製品の管理者は、簡易点検若しくは定期点検又は第一種フロン類充塡回収業者 漏えい又は故障等を確認した場合は、 速やかに、 次に掲げる事項を

漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該点検により漏えい箇

(1977年) (1977年) に係る罰則を含む。) は、なおその効力を有する。 四条まで、第七十九条及び第八十条の規定(これらの規定

(罰則に関する経過措置)

については、なお従前の例による。 ては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用第二十二条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定につい

(政令への委任)

必要な経過措置は、政令で定める。
九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し第二十三条 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十

(方行身上)

日〕から施行する。〔後略〕て「新破産法」という。)の施行の日〔平成一七年一月一て「新破産法」という。)の施行の日〔平成一七年一月一六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条におい、第二条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。

(罰則の適用等に関する経過措置)

お従前の例による。〔後略〕 施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、な規定によりなお従前の例によることとされる場合における第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第

4 [略]

(政令への委任)

(政令への委任)

(政令への委任)

(政令への委任)

(政令への委任)

(政令への委任)

(政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、

- 攻章等を確忍した場合こあっては、当亥な所が特定された場合には当該箇所の修理

- ② 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理
- 2 場合においては、この限りでない。 通じて管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することを委託してはならないこと ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている 漏えい又は故障等を確認したときは、1に掲げる事項を行うまで第一種特定製品整備者を
- 3 り充塡を委託することができることとする。 応急的にフロン類を充塡することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内 衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、 2の場合において、人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境 1に掲げる事項を行う前に、 1回に限

|第四||管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1

- 過するまで、保存すること。

  塡されているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを完了した日から3年を経ずされているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを完了した日から3年を経を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充記載した記録簿(2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。)部がでは、金属の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を
- 者の氏名を含む。) (1) 管理第一種特定製品の管理者の氏名又は名称(法人にあっては、実際に管理に従事する)
- (2) 管理第一種特定製品の所在及び当該管理第一種特定製品を特定するための情報
- 第1条第3項に規定するフロン類の種類をいう。以下同じ。)及び量理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)(3)管理第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の種類(フロン類の使用の合
- (4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名 を行った旨及びその実施年月日 (常時監視システムを用いて第二の1の(2)の①の検査に その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検及びその結果(漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所 代えた場合にあっては、その期間。)を記載すること。) 人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。)並びに当該点検の内容
- 及びその結果 人にあっては、その名称及び当該修理を行った者の氏名を含む。)並びに当該修理の内容(5) 第二に基づく管理第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名(法)
- 予定寺期(6) 漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の
- ロン類を充塡した年月日、当該充塡に係る第一種フロン類充塡回収業者の氏名(法人にあ(7) 管理第一種特定製品の整備が行われる場合において管理第一種特定製品に冷媒としてフ

則 军 成 一八年六月八日法律第五九号

第一条 だし、 この法律は、 種特定製品に係るフロン類に関する経過措置) 附則第七条の規定は、公布の日から施行する。 平成十九年十月一日から施行する。

律の施行前に整備に着手された第一種特定製品に冷媒とし という。)第十八条の二及び第三十七条の規定は、この法 回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「新法」 て充てんされているフロン類については、適用しない。 この法律による改正後の特定製品に係るフロン類

2

する基準の遵守については、なお従前の例による。 冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬に関 この法律の施行前に整備に着手された第一種特定製品に

適用しない。 製品に冷媒として充てんされているフロン類については、 類回収業者への引渡しの委託に係る契約に係る第一種特定 二の規定は、この法律の施行前に締結された第一種フロン 新法第十九条の三第二項から第七項まで及び第二十条の

種フロン類回収業者の登録に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特 受けている者は、新法第九条第一項の登録を受けたものとする法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の登録を 定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関

用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受けたとみなされた者についての新法第十二条第一項の規定の適 日を新法第九条第一項の登録を受けた日とみなす。 前項の規定により新法第九条第一項の登録を受けたもの

3

。)又は第一種特定製品譲渡時フロン類回収業(第一種特 収することを業として行うことをいう。次項において同じ は無償で譲渡される場合において当該第一種特定製品に冷 として利用することを目的として第一種特定製品が有償又 回収業(第一種特定製品が整備される場合において当該第 この法律の施行の際現に第一種特定製品整備時フロン類 種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回 一部を原材料又は部品その他製品の一部

> っては、 その名称及び当該充塡を行った者の氏名を含む。)並びに充塡したフロン類の

種

(8) 管理第 一種特定製品 の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月 É 回収

者の氏名を含む。)並びに回収したフロン類の種類及び量 た第一種フロン類充塡回収業者の氏名(法人にあっては、その名称及び当該回収を行った

(9) 管理第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において、フロン類の引取り又はフロン類 充塡されていないことの確認を行った第一種フロン類充塡回収業者の氏名 が充塡されていないことの確認を行った年月日及び当該フロン類の引取り又はフロン類が は、その名称及び当該引取り又は確認を行った者の氏名を含む。) (法人にあって

もって記録簿に代えることができる。 子計算機その他の機器を用いて当該記録された情報の内容を確認できるときは、 より一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録され、必要に応じ電 1の記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク (これに準ずる方法に 当該記録を

3 れに応じること。 管理第一種特定製品の整備に際して1の記録簿の提示を求められたときは、速やかに、第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者 速やかに、こ

4 ればならない。ただし、当該管理第一種特定製品に現に充填されている冷媒の種類を見やす 適切な方法により、当該管理第一種特定製品に現に充填されている冷媒の種類を説明しなけ 場合にあっては第一種フロン類引渡受託者)に対して、 して充塡されているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを他の者に委託する 棄等を行う場合にあっては第一種フロン類充塡回収業者(当該管理第一種特定製品に冷媒と の整備を行う場合にあっては第一種フロン類充塡回収業者)、当該管理第一種特定製品の廃 の整備を行う場合にあっては第一種特定製品整備者 者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充塡されている場合は、当該管理第一 用の合理化及び管理の適正化に関する法律第87条第3号の規定に基づき特定製品の製造業 管理第一種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、当該管理第一種特定製品にフロン類の かつ、容易に消滅しない方法で表示している場合は、この限りでない。 (管理者が自ら当該管理第一種特定製品 1の記録簿を提示することその他の 種特定製品

5 定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこと。 管理第一種特定製品を他者に売却する場合、1の記録簿又はその写しを当該管理第一種

正する法律 この告示は、 (平成25年法律第39号)の施行の日から施行する。 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改

でも、 拒否の処分があるまでの間も、 期間を経過したときは、 がその期間内に当該登録の申請をした場合において、 定による登録の拒否の処分があったときは、 る者(第一項に規定する者を除く。)は、この法律の施行 して行うことをいう。第五項において同じ。 媒として充てんされているフロン類を回収することを業と の日から三月を経過する日までの間(当該期間内に新法第 った日までの間) 十条第一項の規定による登録又は新法第十一条第一項の規 引き続き当該業務を行うことができる。これらの者 は、 新法第九条第一項の登録を受けない その申請について登録又は登録の 同様とする。 )を行ってい 当該処分のあ その

5 条第一項及び第四項、 第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三 条の二、第二十一条、 項及び第二項並びに第四十三条から第四十五条までの規定 該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた 類回収業を行うことができる場合においては、 (登録の取消しに係る部分を除く。) 及び第二項、 (これらの規定に係る罰則を含む。) を適用する。 前項の規定により引き続き第一種特定製品整備時フロ 一種フロン類回収業者とみなして、 第二十二条第一項から第三項まで、 第三十四条第二項、 新法第十七条第一項 第三十七条第 その者を当 第十八

九条、 条第一項から第三項まで、 条の二第一項、 条第二項、 から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項、 当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受け から第四十五条までの規定(これらの規定に係る罰則を含 た第一種フロン類回収業者とみなして、 ,類回収業を行うことができる場合においては、 第三項の規定により引き続き第一種特定製品譲渡時フロ (登録の取消しに係る部分を除く。) 及び第二項、 )を適用する。 第十九条の三第一項及び第六項、 第三十七条第一 第二項及び第六項、第二十一条、 第二十三条、第二十四条第二項 項及び第二項並びに第四十三条 新法第十七条第 その者を 第二十! 第三十四 第二十 第十

手続等の効力に関する経過措置

第四条 (これに基づく命令を含む。) の規定によってした処分 前条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧

第 1 欄	第2欄
種類管理第一種特定製品の	検査を行う事項
エアコンディショナー	交換器への霜の付着の有無の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱(1)管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品
冷蔵機器及び冷凍機器	<ul><li>る貯蔵又は陳列する場所の温度</li><li>蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備におけ熱交換器への霜の付着の有無(2)管理第一種特定製品により冷熱交換器への霜の付着の有無(2)管理第一種特定製品がらの異常音並びに管理第一種特定製品(1)管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品</li></ul>

第 1 欄	第2欄	
種類管理第一種特定製品の	検査を行う事項	
エアコンディショナー	交換器への霜の付着の有無の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化(1)管理第一種特定製品からの異常音並びに管	劣化、油漏れ並びに熱に管理第一種特定製品
冷蔵機器及び冷凍機器	る貯蔵又は陳列する場所の温度 蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚そ熱交換器への霜の付着の有無(2)管理第一種熱交換器への霜の付着の有無(2)管理第一種(1)管理第一種特定製品からの異常音並びに管	その他の設備におけていた。 種特定製品により冷 安化、油漏れ並びに 管理第一種特定製品
別表 2		
第 1 欄	第2欄	第 3 欄
種類管理第一種特定製品の	管理第一種特定製品の区分	点検を行う回数
エアコンディショナー	ット以上50キロワット未満であるものを駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワ圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機	3年に1回以上
	ト以上であるものを駆動する内燃機関の定格出力が50キロワッを駆動する内燃機関の定格出力が50キロワッ圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機	1年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器	するものにあっては、当該内燃機関の定格出力により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関ット以上(輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車ット以上(輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車を駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワを駆動する南敷機関の定格出力が7.5キロワ圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機	1 年 に 1 回 以 上

含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定 によってした処分、手続その他の行為とみなす。 手続その他の行為であって、新法(これに基づく命令を

(第一種フロン類回収業の登録の取消し等に関する経過措

備考

第五条 みなして、同項の規定を適用する。 た旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は 登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にし 新法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為と 附則第三条第一項の規定により新法第九条第一項

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合にお 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 きは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づい 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 いて、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めると (検討) この

則 [平成二五年六月一二日法律第三九号]

(施行期日)

附

て必要な措置を講ずるものとする。

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次 条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない 附則第十条の規定 公布の日

月を超えない範囲内において政令で定める日 次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三

第二条 この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及 五十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施 び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第 を行うことができる。 行前においても、同条第二項の規定の例により、 その申請

> のうち当該圧縮機を駆動するために用いら . 力が7 5キロワット以上)であるもの れる

第2欄の管理第一 種特定製品の区分は、二以上の電動機又は内燃機関により圧縮 機を

駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計に より適用する。

- 又は五十万円以下の罰金に処する。き書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべ
- 等にないである。 に対して同項の罰金刑を科する。 に対して同項の罰金刑を科する。 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その
- ができる。
  七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うこと七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うこと下「施行日」という。)前においても、同条並びに新法第関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以第三条 新法第七十六条第一項の規定による指定及びこれに

(経過措置)

- 第五条 第四条 五十九条、第六十条、 度以降に行う同条第一項に規定する報告について適用する。 ついては、適用しない 又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類に する場合を含む。)の規定は、 十四条第二項並びに第七十五条の規定は、 新法第十九条第一項(同条第二項の規定により適用 新法第三十七条、 第六十九条第二項、 第三十九条第二項及び第六項、 施行日の属する年度の翌年 施行日前に整備 第七十条、第七 第
- のとみなす。
  受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたも受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたもする法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の登録を定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関第六条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特
- けた日を新法第二十七条第一項の登録を受けた日とみなす。の適用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受ものとみなされた者についての新法第三十条第一項の規定前項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けた

3 この法律の施行の際現に第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること(次項において「フロン類充填」という。)は、施行日から六月を経過する日までの間(当該期間内に新法第二十九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間(当該期間内に新法第二十七条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間のという。

# 前項の規定により引き続きフロン類充塡を業として行う用する。

みなして、同項の規定を適用する。新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為と旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は、旧法第十七条第一項のとみなされた者がこの法律の施行前にした第七条 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登

定によってした処分、手続その他の行為とみなす。を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規分、手続その他の行為であって、新法(これに基づく命令旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処第八条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前に

(罰則に関する経過措置)

| るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけ第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項

(政令への委任) ては、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正) (登録免許税法の一部改正) (登録免許税法の一部改正) (登録免許税法の一部改正) (登録免許税法の一部改正)

一部を次のように改正する。第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の

〔次のよう略〕

(住民基本台帳法の一部改正)

の一部を次のように改正する。第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

[次のよう略]

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。第十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十

正する法律の一部改正) (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改

[次のよう略]

次のように改正する。部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一

[次のよう略]

則〔令和元年六月五日法律第二五号〕

(施行期日)

附

九十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない

(引取証明書に関する経過措置)定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン第二条 この法律の施行前にこの法律による改正領のフロン類を第二項の規定により交付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十五条の二及び第百五条第四号から第六号までの規定によりでは、それぞれ新法第四十五条第二項の規定によりでは、それぞれ新法第四十五条第二項の規定によりでは、それぞれ新法第四十五条第二項の規定による改正後の対象による改正的フロン第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン

(政令への委任)

きは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいいて、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めると(検討) (検討) 要な経過措置は、政令で定める。 要な経過措置は、政令で定める。

て必要な措置を講ずるものとする。